



社会福祉法人運営の手引き

令和 5年 9月

北海道

目次

第1章 社会福祉法人の運営と管理

1 概要	2
(1) 社会福祉法人の役割と使命	2
(2) 定款	4
ア 定款の記載事項	4
(3) 事業	8
ア 社会福祉事業	9
イ 公益事業	13
ウ 収益事業	15
2 各機関の役割と責任	18
(1) 評議員	18
ア 職務・権限	18
イ 選任・解任	18
ウ 欠格事由等	20
エ 定数	23
オ 任期	23
カ 欠員が生じた場合の措置	23
(2) 評議員会	24
ア 機能・権限	24
イ 招集	24
ウ 決議・報告	26
エ 議事録	28
(3) 理事・理事長・業務執行理事	30
ア 職務・権限	30
イ 選任・解任	31
ウ 欠格事由等	33
エ 定数	34
オ 任期	34
カ 欠員が生じた場合の措置	34
(4) 理事会	35
ア 権限	35
イ 招集	36
ウ 決議・報告	37
エ 議事録	40
(5) 監事	42
ア 職務・権限	42
イ 選任・解任	46
ウ 欠格事由等	48
エ 定数	49
オ 任期	49
カ 欠員が生じた場合の措置	49
(6) 会計監査人	50

ア 設置義務	50
イ 職務・権限	51
ウ 資格要件	52
エ 任期	52
オ 選任・解任・退任	52
カ 欠員が生じた場合の措置	53
(7) 内部管理体制	54
ア 趣旨	54
イ 作業内容	55
(8) 準ずる監査・専門家による支援	56
ア 会計監査人による監査に準ずる監査	56
イ 内部統制の向上に対する支援	56
ウ 事務処理体制の向上に対する支援	56
(9) 報酬等	57
ア 報酬等の額	57
イ 報酬等の支給基準	59
ウ 公表	60
(10) 特別の利益供与の禁止	61
ア 関係者の範囲	61
イ 「特別の利益」の内容	62
(11) 損害賠償責任	63
ア 社会福祉法人に対する賠償責任	63
イ 第三者に対する賠償責任	63
ウ 連帯責任	63
(12) 罰則	64
ア 特別背任罪	64
イ 収賄・贈賄罪	64
ウ 不法行為に対する過料	64
3 資産の管理	65
(1) 基本財産	65
(2) 基本財産の所有	68
ア 社会福祉施設を経営する法人（※）	68
イ 社会福祉施設を経営しない法人	68
ウ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く）及び共同募金会	69
(3) 残余財産	70
(4) 基本財産以外の財産	70
(5) 株式の保有	71
(6) 不動産の借用	73
4 情報開示等	75
(1) 備置き・閲覧	75
(2) 公表	76
(3) 届出	77
5 地域における公益的な取組	79

6	社会福祉充実計画	81
7	契約事務における留意点	84
(1)	契約業者選定について	84
(2)	契約事務のフローチャート	87
8	計算書類等作成にあたっての留意点	90
(1)	社会福祉法人が作成する計算書類等	90
(2)	理事会、評議員会での承認について	92
(3)	計算書類等の整合性について	93
9	社会福祉法人に対する監督	96
(1)	所轄庁	96
(2)	一般的監督	97
(3)	助成に伴う監督	98
(4)	事業に伴う監督	99

第2章 各種申請等の事務手続き

1	設立認可申請	101
(1)	概説	101
(2)	設立までの準備と手続き	102
ア	設立事前相談、協議・調整の実施	102
イ	設立準備委員会の設置	102
ウ	施設整備計画の協議と補助金申請の協議	103
エ	借入金に関する協議	103
オ	設立及び事業実施にかかる資産及び資金計画の策定	103
カ	地域や自治体への説明	104
キ	設立準備委員会調書の提出	104
ク	法人設立計画書の提出	104
ケ	定款及び各種規程等の作成	105
コ	収支計画及び収支予算書の作成	105
サ	職員への説明・同意	105
シ	社会福祉法人設立認可申請書の提出	105
ス	資金管理状況点検及び設立認可書の交付	105
(3)	設立認可申請に必要な書類	106
(4)	設立認可後の事務手続き	111
ア	法人の設立登記	111
イ	役員及び評議員の選任	111
ウ	事業計画、収支予算、各種規程の決定	112
エ	財産移転報告書	112
オ	定款変更届の提出	112
2	役員等就任報告及び財産移転報告	112
(1)	役員等就任報告	112
ア	概説	112
イ	報告に必要な書類	113
(2)	財産移転報告	113
ア	概説	113
イ	報告に必要な書類	114

3 定款変更認可申請	115
(1) 概説	115
(2) 申請手続き	115
ア 申請の手順	115
イ 提出書類	115
ウ 提出部数	116
4 定款変更届	120
(1) 概説	120
(2) 届け出に必要な書類	120
ア 提出書類	120
イ 提出部数	120
5 基本財産処分承認申請	123
(1) 概説	123
(2) 承認を受けるべき事項	123
(3) 申請に必要な書類	123
ア 提出書類	123
イ 提出部数	124
(4) 処分後の手続き	124
6 基本財産担保提供承認申請	126
(1) 概説	126
(2) 担保提供が認められる範囲	126
(3) 申請に必要な書類	126
ア 提出書類	126
イ 提出部数	127
7 理事長変更届	129
(1) 概説	129
(2) 届出に必要な書類	129
ア 提出書類	129
イ 提出部数	129
8 不動産（社会福祉事業用）使用証明	130
(1) 概説	130
(2) 証明を受けるために必要な書類	131
ア 提出書類及び提出部数	131
イ 提出方法	131
ウ 手数料納付方法	131
(3) 証明を受けた後の手続き	131
(4) その他	132
9 税額控除対象となる社会福祉法人の証明	133
(1) 概説	133
(2) 対象法人の要件	133
(3) 証明を受けるために必要な書類	135
ア 提出書類	135
イ 提出部数	135
(4) 有効期間・適用開始時期について	135

ア 証明の有効期間について	135
イ 税額控除の適用開始時期について	135
10 社会福祉法人の合併	136
(1) 概説	136
(2) 合併・事業譲渡等マニュアルについて	136
11 社会福祉法人の解散及び清算	137
(1) 概説	137
(2) 解散の事由	137
(3) 解散の手続	137
ア 解散の認可又は認定	137
イ 解散の認可又は認定の申請	138
ウ 届出すべき場合	138
エ 解散の登記	138
(4) 清算	139
第3章 社会福祉連携推進法人について	
1 社会福祉連携推進法人とは	141
2 社会福祉連携推進法人で行う業務	141
3 社会福祉連携推進法人の機関	146
4 認定所轄庁について	147
5 社会福祉連携推進法人設立の申請について	148

巻末資料

- (1) 税額控除に係る証明事務～申請の手引き～…別添1
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 2016年4月1日
- (2) 合併・事業譲渡等マニュアル …別添2

※本手引きにおける略称は以下のとおり。

法：社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

令：社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）

規則：社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）

認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）

審査基準：認可通知別紙 1 「社会福祉法人審査基準」

定款例：認可通知別紙 2 「社会福祉法人定款例」

審査要領：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局企画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

徹底通知：「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知）

入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）

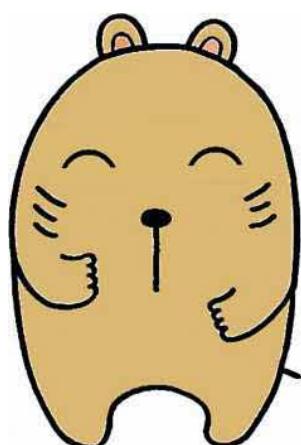
会計省令：社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）

運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

運用上の留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老總発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）

第1章

社会福祉法人の運営と管理



1 概要

(1) 社会福祉法人の役割と使命

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主な目的として、社会福祉法に基づき設立される法人です。社会福祉法人制度が創設された昭和20年代当時、日本は終戦による海外からの引揚者や身体障害者、戦災孤児、失業者などの激増という困難に直面していました。こうした人々への対応はまさに急務でしたが、戦後の荒廃の中、行政の資源は不十分であり、政府には民間資源の活用が求められました。

このような背景から、社会福祉事業を担う責務と本来的な経営主体を行政としつつも、事業の実施は民間に委ね、かつ、事業の公益性を担保する方策として、行政機関がサービスの対象者と内容を決定し、それに従い事業を実施する仕組みである「措置制度」が設けされました。そして、措置を受託する法人に行政からの特別な規制と助成を可能とするため、「社会福祉法人」という特別な法人格が活用されたのです。

その後、戦後の混乱期が収束を迎えるとともに、生活保護法や児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法などが整備され、社会福祉制度の充実が大きく進みました。また、高度成長期の豊かさを背景として、福祉サービスの供給も拡大し、新たに設けられた諸々の制度に基づく福祉サービスを実施するため、社会福祉法人の数も同様に増加していきました。

2000年代に入ると、介護保険制度の創設等に伴い、福祉サービスの提供方法の基本が、行政がサービスの対象者と内容を定める措置制度から、利用者がサービスを選択して自らの意思に基づき利用する仕組みである「契約制度」へと変更されました。この変更によって、各種の福祉サービス事業は、サービス選択の保障を図るため、多様な経営主体により提供されることとなり、サービスの種類や内容の多様化が進みました。

極めて高い公益性と非営利性をもとに公的な制度の運営に取り組んできた社会福祉法人ですが、2011年以降、一部の社会福祉法人による不適正な経営や過大な内部留保の問題が取り沙汰されるようになり、また、他の公益法人との関係性において社会福祉法人の公益性や非営利性等に優位性がみられなくなったことなどの議論も加わり、社会福祉法人は厳しい指摘を受けることとなります。

こうした指摘を契機に、政府は厚生労働省内に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設置し、国民や地域の期待に応えられる、新しい時代にふさわしい社会福祉法人とはどのようなものかを検討し、2014年7月に報告書が公表されました。そして、その後の国の審議会では、この報告書を基にして審議が重ねられ、2016年に改正社会福祉法が成立し、2017年から施行されました。

現行の社会福祉法のポイントは次の通りです。

- 1 経営組織のガバナンスの強化**
- 2 事業運営の透明性の向上**
- 3 財務規律の強化**
- 4 地域における公益的な取組みを実施する責務**
- 5 所轄庁による指導監督の機能強化等**

2016 年の社会福祉法改正に至る議論の中では、社会福祉法人が社会福祉事業を安定的かつ質の高いサービスとして発展させていく中で果たした役割について、極めて高い評価がされました。しかし、一方では、それぞれの法人がその理念を実現する過程で、しばしば現場の取り組みに制約や不備が生じ、結果として社会福祉法人の存在意義が社会に伝わりにくくなってしまったという事実も見過ごすことはできません。

こうした制度は、社会福祉法人がこれまで以上に優れた公益性と非営利性を發揮し、地域で期待される役割を十分に果たすことにより実現されるものです。そして、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、あらゆる福祉ニーズに総合的かつ専門的に即応するということはまさに社会福祉法人にこそ求められる役割です。

(2) 定款

定款は、社会福祉法人のいわば憲法であり、法人は定款に反して行動することはできません。

そのため、定款の変更を行う場合には、所轄庁の認可を受けなければその効力を有しないこととされています（法第45条の36）。

法人は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款を遵守しなければならず、違反したときは所轄庁が解散を命ずることができることになっています（法第56条）。

定款は原則として、「社会福祉法人定款例」に基づき作成することになります。

法人の特色、実情等に応じて、定款例等と相違する規定を設ける場合には、その規定が関係法令、通知等に違反しないようにするとともに、文言についても解釈上疑義を生じるなど運営に支障がないよう十分留意する必要があります。当然ながら、法令に抵触する規定は、その規定に関する限り無効とされます。

社会福祉法人に対してその財産を寄付した者等は、国税庁長官の承認を得ると租税特別措置法第40条の特例の適用を受けられますので、寄付者に対する配慮として国税庁長官の承認が得られるよう定款を整備する必要があります。（定款例（租税特別措置法第40条適用版）は、この承認が得られるよう整備されており、定款例中下線部が租税特別措置法第40条の適用を受ける上の確認事項となっていますので、これに反した定款では承認は受けられません。）

また、定款変更が組合等登記令第2条に定める登記事項に関する内容であれば、所轄庁の認可を受けた後、主たる事務所の所在地において2週間以内に変更の登記を行う必要があります。

ア 定款の記載事項

定款に記載する事項には、必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項があります。

必要的記載事項

法第31条に定める定款の必要的記載事項は次のとおりです。

★定款で定めることとされている事項（法第31条）

1. 目的
2. 名称
3. 社会福祉事業の種類
4. 事務所の所在地
5. 評議員及び評議員会に関する事項
6. 役員（理事及び監事をいう。）の定数その他役員に関する事項
7. 理事会に関する事項
8. 会計監査員を置く場合には、これに関する事項
9. 資産に関する事項
10. 会計に関する事項
11. 公益事業を行う場合には、その種類
12. 収益事業を行う場合には、その種類
13. 解散に関する事項
14. 定款の変更に関する事項
15. 公告の方法

なお、設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければなりません。

また、公益事業又は収益事業を行わない場合には、11の公益事業の種類に関する事項又は12の収益事業の種類に関する事項は不要です。

定款は、前述のように、社会福祉法人を設立しようとするものが定めるわけですが（法第31条第1項）、以上の必要な記載事項は、その一つを欠いても定款として成立しませんので、注意する必要があります。

相対的記載事項

相対的記載事項は、必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項であり、次のとおりです。

★相対的記載事項

- 1.任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期（定款例7条2項の備考）
- 2.理事及び監事の報酬等の額（定款例10条（2））

※評議員会の法定決議事項のため、定款で定めていない場合には、評議員会で決定する必要があります。

- 3.会計監査人を置く場合その旨（定款例15条4項）
- 4.理事長及び業務執行理事が、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する旨の事項（定款例17条3項の備考）
- 5.補欠として選任された理事または監事の任期（定款例19条2項の備考）
- 6.理事会の招集者（定款例25条）
- 7.理事会の決議に加わることができる理事の全員が同意の意思表示をしたときは理事会の決議があつたものとみなす（定款例26条2項）
- 8.公益および収益を目的とする事業を行う場合の資産の区分（定款例28条）
- 9.設立当初の会計監査人（定款例の付則）

任意的記載事項

任意的記載事項は、社会福祉法人の設立者が定款に規定することを必要と認める事項、例えば、役員でない総裁、名誉会長、顧問、参与等の職を設ける場合の規定や職員の任免に関する規定、会員を置く場合の規定等です。

法律に規定のある事項、すなわち、役員の欠員補充（法第45条の7）、監事の職務（法第45条の18）、監事の兼職禁止（法第44条第2項）、会計（法第45条の23）、合併（法第48条、第49条）等に関する規定は、必要的記載事項ではありませんが、入念規定として定款に掲げておくことが望ましいです。

任意的記載事項であっても、一旦これを定款に記載し認可を受けた以上は、その効力については、必要的記載事項と異ならず、当該規定の変更に関しては定款変更の認可手続きを要します。

備置き及び公表

法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き（法第34条の2第1項）及び公表（法第59条の2第1項第1号）が法人に義務付けられています。

定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所において行われる必要がありますが、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成され、従たる事務所の電子計算機（パソコン）に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は、備置きが不要となります（法第34条の2第4項、規則第2条の5）。

定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており（規則第10条第1項）、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページ（財務諸表等電子開示システムを含む）への掲載が必要です。

〈質疑 1〉

Q－定款の目的事業に、法人が将来実施を予定している事業を記載することは認められますか。

A－将来実施する予定の事業については、必要な要件を具備し、着実な事業計画のもとに確実に事業を行い得る段階に至った時点で、定款変更認可申請を行い、その法人の事業に当該事業を加えるべきであり、予定の段階では、これを目的事業に記載することは認められません。

定款の目的事業に記載される事業は、当該事業が、社会福祉事業であるか否かを問わず、その事業の裏付けとなる資産を備えることを要し、事業計画、収支予算等と一緒に、かつ、法令等で定められた必要な要件を具備していかなければなりません。

〈質疑 2〉

Q－社会福祉協議会において、給食サービス、入浴サービス等を実施（市町村からの受託事業として実施する場合を含む。）する場合、これらの事業を目的事業に明記する必要がありますか。

A－社会福祉法人は、定款の目的事業に記載されていない事業は実施できないものであり、社会福祉協議会が実施する給食サービス、入浴サービス等についても、当該事業が相応の規模を有し、かつ、継続的に実施する計画であれば、定款の目的事業に明記することが必要となります。

なお、その事業規模が極めて小規模であり、かつ、実施期間が長期にわたらない予定である場合には、「その他本会の目的達成のために必要な事業」の号で読み取ることとなります。

(3) 事業

法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項（※）です。

法人の公益性を踏まえると、定款には法人が行う事業を正確に定める必要があるため、新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の事業を廃止する場合には、定款を変更する必要があります。

※定款の必要的記載事項（法第31条第1項）のうち、事業の種類に関するもの

- ・社会福祉事業の種類（第3号）
- ・公益事業の種類（第11号）
- ・収益事業の種類（第12号）

なお、「定款に記載している事業を実施していない場合（休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く）」又は「定款に記載していない事業（定款に記載を要さない事業を除く）を実施している場合」は、所轄庁の指導監査において、指摘の対象となりますので注意が必要です。

ア 社会福祉事業

社会福祉事業とは、法第2条第2項各号に規定する第1種社会福祉事業及び同条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業を指します。

★法第2条第2項各号に規定する『第1種社会福祉事業』

○生活保護法関係

- ・救護施設
- ・更生施設
- ・その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業

○児童福祉法関係

- ・乳児院
- ・母子生活支援施設
- ・児童養護施設
- ・障害児入所施設
- ・児童心理治療施設
- ・児童自立支援施設

○老人福祉法関係

- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

- ・障害者支援施設

○売春防止法関係

- ・婦人保護施設

○授産施設

○生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

※なお、共同募金会が行う共同募金事業は第1種社会福祉事業に当たり（法第113条第1項）、また、地方公共団体が設置した社会福祉施設の経営の委託を受けその施設を経営する事業も、公益事業ではなく社会福祉事業に当たります（審査要領第1の1の（4））。

★法第2条第3項各号に規定する『第2種社会福祉事業』

- 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金錢を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 生活困窮者自立支援法関係
 - 認定生活困窮者就労訓練事業
- 児童福祉法関係
 - 障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係
 - 幼保連携型認定こども園
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律関係
 - 養子縁組あっせん事業
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法関係
 - 母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業、母子・父子福祉施設
- 老人福祉法関係
 - 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係
 - 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- 身体障害者福祉法関係
 - 身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 知的障害者福祉法関係
 - 知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用する事業
- 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
- 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一括的に行う事業をいう。）
- 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

定款への記載

社会福祉事業の種類に係る定款の定めについては、法第2条第2項各号に規定する第1種社会福祉事業又は同条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうちいずれの事業に該当するか（いずれの号に該当するかについても含む。）が明らかなものにしなければなりません（定款例第1条参照）。

なお、法第2条第2項各号又は第3項各号に規定する事業を実施する場合において、当該号に複数の事業が列挙して規定されている場合は、その中で実際に実施する事業のみを定款に定める（例：法第2条第2項第2号には「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設」を経営する事業が規定されていますが、法人が「乳児院」のみを経営する場合には、「乳児院」を経営する事業のみを定款に定めます。）。

また、当該定款の定めには個別の施設の名称を記載する必要はありませんが、定款の定めに個別の施設の名称を記載した場合には、施設の名称を変更する場合や同種の施設を新設する場合にも定款変更を行う必要があります。

社会福祉事業の地位

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであることから（法第22条）、社会福祉事業が法人の行う事業のうちの主たる地位を占めることが必要です（審査基準第1の1の（1））。

この「主たる地位を占める」とは、事業規模が法人の全事業のうち50%を超えていることをいうものと解されます。事業規模の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適當なことから、原則、事業活動内訳表（会計省令第7条第1項第2号口（2））におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断することとします。

ただし、所轄庁がその他の客観的指標により社会福祉事業が法人の行う事業のうちの「主たる地位を占める」と認める場合はこの限りではありません。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができます（法第26条第1項）。公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり（審査基準第1の2の（4）、3の（5））、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものと解されます。

もっとも、各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められます（※1）。

(※2) 各制度の取扱いについては、次の通知及びこれらの通知の関連通知を参照

- ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）
- ・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
- ・「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知）
- ・「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

イ 公益事業

社会福祉法人は、その社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができます（法第26条第1項）。ここでいう公益事業は、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業ですが、社会通念上は公益性が認められる内容であっても、社会福祉と全く関係のない事業を行うことは認められません。（審査基準第1の2の（5））

次に掲げる事業（社会福祉事業であるものを除く。）が公益事業の例ですが（審査基準第1の2の（2）、審査要領第1の2）、これらに限られるものではありません。

★公益事業の例

- ・必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- ・必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- ・入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- ・日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- ・入所施設からの退院・退所を支援する事業
- ・子育て支援に関する事業
- ・福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ・ボランティアの育成に関する事業
- ・社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- ・社会福祉に関する調査研究等
- ・法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件（注2）を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）

（注2）法第2条第2項各号及び第3項第1号から第9号までに規定する事業であって、常時保護を受ける者を入所させてその保護を行うものにあっては5人、その他のものにあっては20人（ただし、生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法に規定する小規模保育事業並びに障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労継続支援A型及び離島等の地域で将来的に利用者の確保の見込みがないと見込まれると都道府県知事が認めた生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労移行支援B型を提供する事業所については10人）に満たないもの（令第1条、規則第1条）

- ・介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- ・有料老人ホームを経営する事業
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- ・社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- ・公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業（なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当ではありません。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものです。）

定款への記載

公益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとします。

なお、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の開始等については、必ずしも定款の変更を要しません（定款例第35条の備考一の注3）。

公益事業の会計

公益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません（法第26条第2項）。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業に係る事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事業と区分して会計処理をする（会計省令第7条第2項第1号）ことをいいます。

公益事業の地位

法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなつてはなりません。すなわち、公益事業は社会福祉事業に対して従たる地位になければならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはなりません。

事業規模については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に原則、事業活動内訳表（会計省令第2号第2様式等）におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものですが、特定の会計年度において、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情によるものであって、恒常に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合にはこの限りではありません。

また、公益事業に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事業に支障を来すことがないよう、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われる必要があります。

ただし、公益事業のうち、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画に基づき行うもの（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）については、法人の社会福祉充実残額を財源として計画に基づいて事業を行うものですから、社会福祉充実計画の変更の承認が必要となる場合以外は、この限りではありません。

なお、所轄庁は、公益事業の継続が当該法人の社会福祉事業に支障がある場合には、その事業の停止を命ずることができます（法第57条第3号）。

〈質疑 3〉

Q – 社会福祉法人が公益事業を行うに際して、設備資金（若しくは運営資金）として多額の借入を行うことは認められますか。

A – 公益事業に係る多額の借入のため、社会福祉法人の本来事業である社会福祉事業の経営が危険にさらされる可能性がある場合には、当該借入は認められません。

なお、長期の運営資金の借入が必要である公益事業については、行うこと自体、適当ではありません。

ウ 収益事業

法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益事業を行うことができます（法第26条第1項）。

また、実施する収益事業の種類について、法令上制限はありませんが、公益性の高い法人として次に掲げるような事業・場合、又は投機的なものは適当ではありません。

★法人の社会的信用を傷つけるおそれがある事業（審査要領第1の3の（2））

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連事業
- ②高利な融資事業
- ③①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

★社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある場合（審査要領第1の3の（3））

- ①社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- ②社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

そして、その収益については、社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業（以下「特定公益事業」という。※）の経営に充てることを目的としなければなりません（法第26条第1項）。

(※) 特定公益事業（令第 13 条）

- ①法第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- ②介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業又は介護予防支援事業（社会福祉事業であるものを除く。）
- ③介護老人保健施設または介護医療院を経営する事業
- ④社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設等を経営する事業
- ⑤精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士養成施設を経営する事業
- ⑥児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を経営する事業
- ⑦社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして、所轄庁が認めるもの（平成 14 年厚生労働省告示第 283 号）

収益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとします（定款例第 35 条の備考二）。

収益事業の会計

収益事業については、公益事業と同様に、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません（法第 26 条第 2 項）。

この「特別の会計として経理」することとは、公益事業と同様に、社会福祉法人会計基準の規定に基づき、収益事業に関する事業区分を設定し、社会福祉事業及び公益事業と区分して会計処理をする（会計省令第 7 条第 2 項第 1 号）ことをいいます。

収益事業の地位

法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、その経営する収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を経営することは認められません。

事業規模については、社会福祉事業が主たる地位を占めるかどうかを判断する際と同様に、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、原則、事業活動内訳表（会計省令第 2 号第 2 様式等）におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものです。

特定の会計年度において、収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合には、この限りではありません。

なお、収益事業は、その収益を社会福祉事業又は特定公益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に充てることを目的として行うものであり、収益がある場合にその収益を社会福祉事業等に充てていない場合や、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業を行う目的に反することとなり、この場合、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができることとなっています（法第 57 条第 2 号、第 3 号）。

〈質疑 4〉

Q – 社会福祉法人が、収益事業を始めるに際して設備資金（若しくは運転資金）として借入を行うことは適當ですか。

A – 社会福祉法人の本来事業である社会福祉事業に影響を与えるおそれがある場合は認められません。

〈質疑 5〉

Q – 収益事業から生じた収益で、収益事業の規模を拡大するために設備投資等を行うことは認められますか。

A – 法第 26 条第 1 項で、収益事業から生じた収益は社会福祉事業若しくは公益事業（法第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業、その他政令で定めるものに限る。）の経営に充てることとされています。

したがって、収益事業の事業規模拡大のための再投資は認められません。

※根拠：法第 26 条第 1 項、審査基準第 1 の 3

2 各機関の役割と責任

(1) 評議員

ア 職務・権限

評議員は、毎年度1回（4～6月）開催される定時評議員会に出席し、前年度の事業の報告を受けるほか、決算の承認、役員等の選任・解任、役員報酬の決定、定款の変更といった重要な事項について審議し、決議します。また、このほか必要時に開催される評議員会にも出席します。

評議員は、その役割を果たすにあたって「善良なる管理者の注意をもって取り組むこと」（善管注意義務）が求められており、評議員会で十分な討議を行い、適切に議決権を行使していくことが重要です。

評議員会は評議員本人が出席することが必要で、欠席した場合に、代理人を通じて議決権を使用したり、書面で投票したりすることはできません。なお、評議員の権限のうち、主なものとしては次の通りです。

★評議員の権限（主なもの）

- ・評議員会の理事に対する招集請求（理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。）
- ・議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで）
- ・議案提案権（評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能）

イ 選任・解任

評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任します（法第39条）。そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行います。ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しません（法第31条第5項）。

この評議員の資格については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として法人において適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません。

評議員の就任手続き

法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従います（法第38条）。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員となるものです。

この就任の承諾の有無については、評議員の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徵収等）によって行う必要があります。当該文書は法人で保存する必要があります。

なお、評議員の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必要とされるものではありませんが、法人において、選任された者に委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えありません。

ウ 欠格事由等

評議員会は、役員の選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関です。

評議員会を構成する評議員の職務については、個々の評議員の責任に基づき行われるものですから、当該責任を全うさせるため、一定の場合が欠格事由等として定められています。

なお、評議員会の役割の重要性に鑑みれば、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席してしまうようなことは適当ではありません。

★評議員となることができない者

・当該法人の役員若しくは職員（法第40条第2項）

・暴力団員等の反社会的勢力の者

・欠格事由に該当する次の者（法第40条第1項）

①法人

②心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

・各評議員又は各役員と特殊の関係にある次の者（法第40条第4項及び第5項）

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8）

i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該評議員又は役員の使用人

iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii 又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

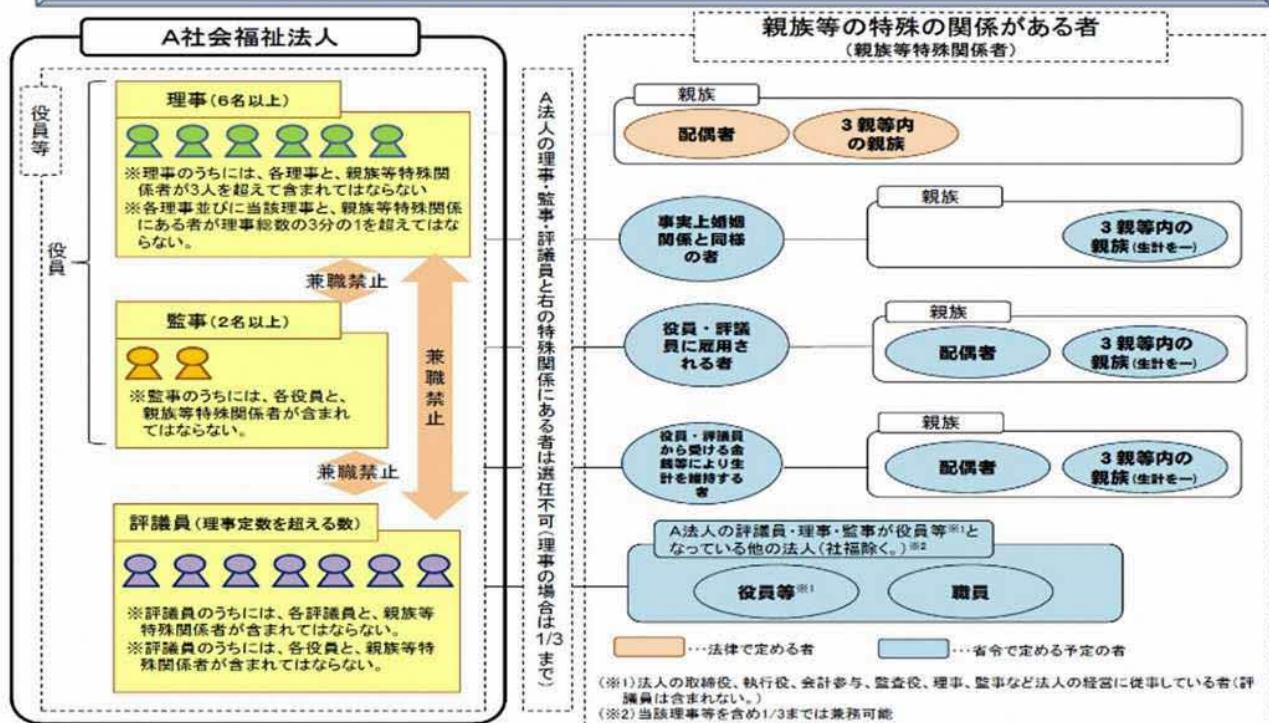
vi 当該評議員又は役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）
・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

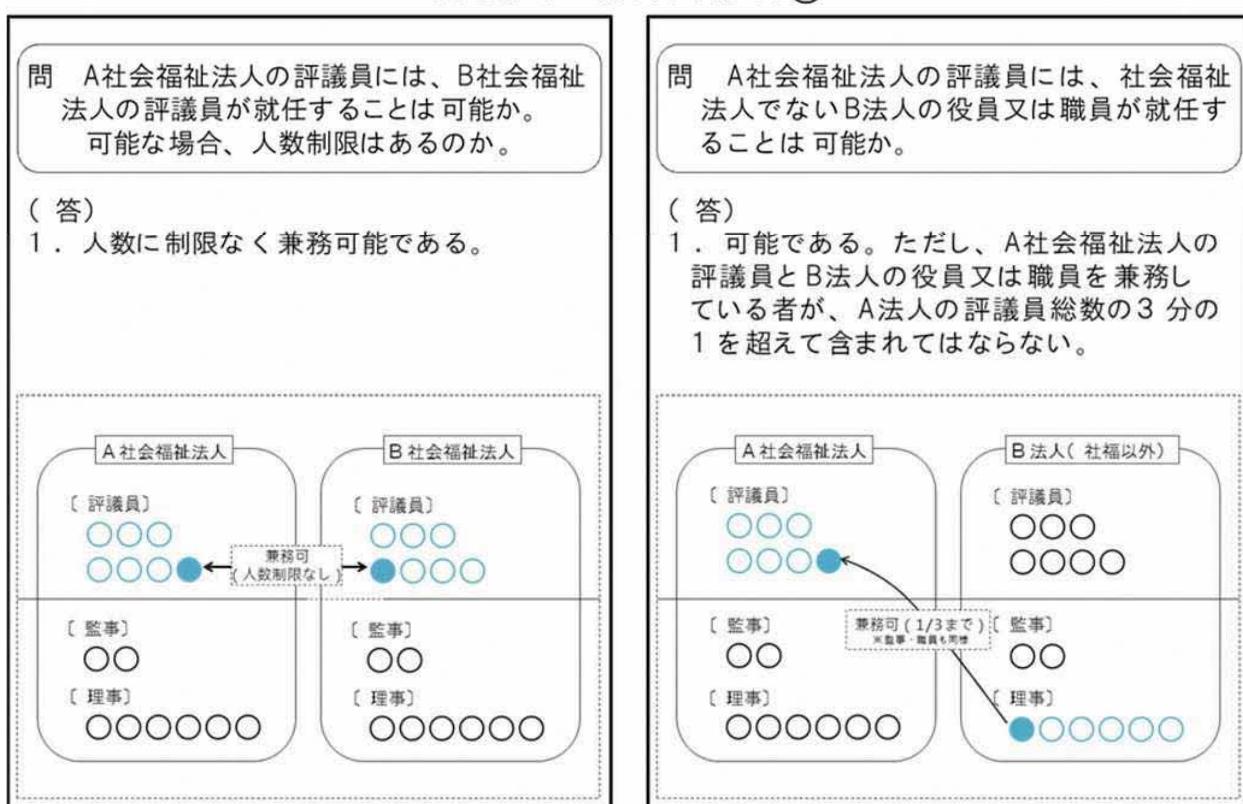
上記③のviiiに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の評議員になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不适当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではありません。

社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者

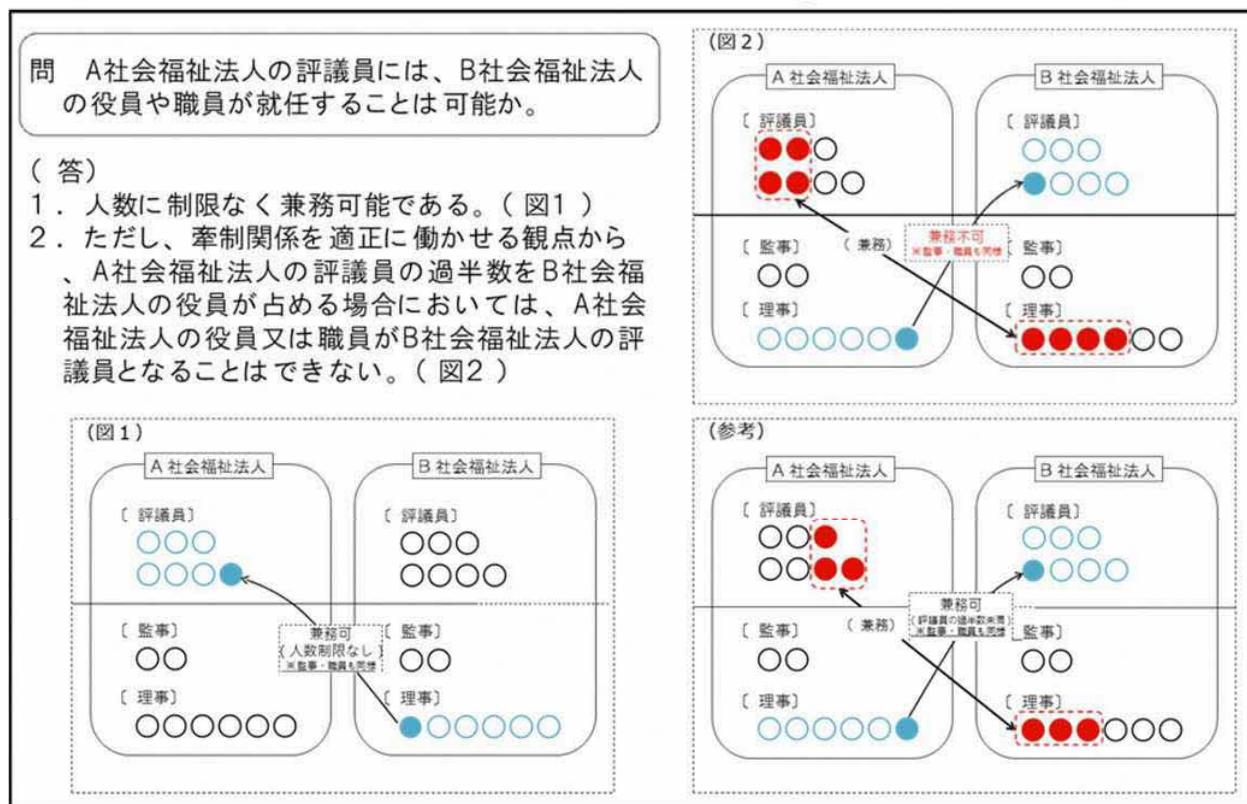


※厚生労働省 社会福祉法人制度改革について (一部抜粋)

評議員の特殊関係者①



評議員の特殊関係者②



社会福祉法人の役員等の兼務について

1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		×	×	×	×
監事	×	(公認会計士法)	×	×	×
理事	×	(公認会計士法)	×	×	○
評議員	×	(公認会計士法)	×	(社福法第40条第2項)	×
職員	×	(公認会計士法)	○	×	(社福法第40条第2項)

2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

	評議員	監事
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面のアドバイスのみ	○
	記帳代行業務・税理士業務	×
財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援	助言にとどまる場合	○
	業務執行に当たる場合	×
	会計監査人	
記帳代行業務	×	
税理士業務	×	

工 定数

評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければなりません（法第 40 条第 3 項）。

なお、「在任する評議員の人数が、定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えている」ことが必要であり、定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではありません。

オ 任期

選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります（法第 41 条第 1 項）。

また、定款で「4 年」を「6 年」まで伸長することが可能です（同項ただし書）。

なお、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることも定款への記載によって可能となります。

カ 欠員が生じた場合の措置

評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有することになります（法第 42 条第 1 項）。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人（他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等）の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができます（法第 42 条第 2 項）

(2) 評議員会

ア 機能・権限

評議員会は、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられるものです。

法人の業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うため、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定されています（法第45条の8第2項）。

なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができる内容とする定款の定めは、効力を有しません（同条第3項）。

イ 招集

評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等（※1）を定め、理事が評議員会の1週間前（中7日）（又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間）以上前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければなりません。なお、電磁的方法で通知をする場合には、あらかじめ評議員の承諾を得る必要があります（令第13条の6）。ただし、定時評議員会の場合は、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する必要があります。

（※1）理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項）

- ①評議員会の日時及び場所
- ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
- ③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。施行規則第2条の12）

招集手続きの省略

なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条）、この場合には招集の通知を省略できますが、評議員会の日時等に関する理事会の決議を省略することはできません。また、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要となります。

定時評議員会

定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集されなければならず（法第45条の9第1項）、また、計算書類等については、毎年6月末日までに定時評議員会の承認を受けた若しくは定時評議員会に報告した上で、所轄庁に届出をしなければなりません（第45条の30、第45条の31、第59条第1項）。

そのため、計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日（定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき）までに定時評議員会が開催されているかについて確認します。

なお、定時評議員会の開催時期については、定款に具体的に記載されることが望ましいものであり、当該時期を定款に記載した場合には、当該時期までに開催される必要があります（定款例第11条参照）。

ウ 決議・報告

評議員会の成立要件

評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の出席が必要です（法第45条の9第6項）。

なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係（※）を有する評議員（法第45条の9第8項）は含まれません。そのため、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要があります。

（※）★「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務（法第38条、民法（明治29年法律第89号）第644条）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものです。

この確認の記録は、原則として議事録になりますが、次のような場合に限っては、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録の記載も不要となります。

- ・評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合
- ・評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合

評議員会の「普通決議」と「特別決議」

評議員会における普通決議（特別決議以外の決議）は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成（法第45条の9第6項）をもって行い、特別決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成（法第45条の9第7項）をもって行われる必要があります。

評議員会の決議事項

評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができます（法第45条の8第2項）。

★評議員会の法定決議事項

普通決議

- a 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条）
- b 理事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）
- c 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）
- d 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項）
- e 計算書類の承認（法第45条の30第2項）
- f 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項）
- g その他定款で定めた事項

特別決議（法第45条の9第7項）

- a 監事の解任（同項第1項）
- b 役員等の損害賠償責任の一部免除（同項第2号）
- c 定款変更（同項第3号）
- d 法人の解散（同項第4号）
- e 法人の合併契約の承認（同項第5号）

評議員会の「決議の省略」と「報告の省略」

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項）。

また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったとみなされます（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条）。

そのため、当該決議の省略又は報告の省略がなされた場合には、当該書面又は電磁的記録を保存する必要があります。

工 議事録

評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人においては、評議員会の決議の内容等について記録した議事録を作成し（法第45条の11第1項）、評議員及び債権者が閲覧できるようにすることが義務付けられています（同条第4項）。

そのため、記載された事項の全てについて、評議員や債権者等が、その関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載する方法によらなければなりません。

評議員会の議事録は、法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されていること（規則第2条の15）、評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かれていること（法第45条の11第2項、第3項）が必要です。

また、評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置かれていること（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第2項）が必要です。

評議員会の議事録署名人

定款に議事録署名人（議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。）が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がされている必要があります。

なお、法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はありませんが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましいと解されます（定款例第14条参照）。

評議員会の議事録記載事項

★開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項（規則第2条の15第3項）

- ①評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）
- ②評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③決議をする事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見（法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第1項）
 - ii 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議員会に限る。法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第2項）
 - iii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見（法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第4項）
 - iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。同上）
 - v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条）
 - vi 監事による監事の報酬等についての意見（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第3項）
 - vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見（法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第1項）
 - viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見（法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第2項）
- ⑤評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- ⑥議長の氏名（議長が存する場合に限る。）
- ⑦議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

★評議員会の決議を省略した場合の議事録の記載事項（規則第2条の15第4項第1号）

- ①決議を省略した事項の内容
- ②決議を省略した事項の提案をした者の氏名
- ③評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけではなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければなりません。

★理事の評議員会への報告を省略した場合の議事録の記載事項（同項第2号）

- ①評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ②評議員会への報告があったものとみなされた日
- ③議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所に備え置く必要はありません。

(3) 理事・理事長・業務執行理事

ア 職務・権限

理事長の職務及び権限等

理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します（法第45条の16第2項第1号）。具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、法第45条の13第4項に掲げる事項以外の理事会から委譲された範囲内で自ら意思決定をし、執行するとともに、法人の代表権を有します（法第45条の17第1項）。

なお、業務執行とは、契約にサインすることや、事業費支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為をいい、代表するとは、法人の機関が法人の名前で第三者とした行為が法人の行為とみなされることをいいます。

業務執行理事の職務及び権限等

理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができます（法第45条の16第2項）。

業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、理事長の職務代理者として法人の対外的な業務を執行することはできず、業務を執行する場合には理事長名で行うことについて留意してください。（法第45条の17第2項）。

職務の執行状況報告

理事長及び業務執行理事は、理事会において、3か月に1回以上職務の執行状況についての報告をします。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることができます（法第45条の16第3項）。

また、この報告は、必ず実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければなりません。

★「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」の考え方

定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えていることが必要ですが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えありません。

例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月の理事会と6月の理事会との間隔は4か月を超えるものではありませんが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えありません。

他の理事の職務及び権限等

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなります。

イ 選任・解任

理事の選任は評議員会の決議により行います（法第43条第1項）。また、理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要があります（法第44条第4項第1号。第2号）。

★ 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」の例示（審査要領第3の（1））

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

★ 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」（審査要領第3の（2））

- ・社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ・医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ・自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

※上記それぞれの要件について、法人において「該当する」とし適正な手続により選任されている限り、特段の制限を受けるものではありません。なお、「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は上記の者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものではありません。

施設の管理者

施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」が理事として選任されている必要があります（同項第3号）。

★ 「施設の管理者」の考え方

当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されなければ足ります。

なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいいますが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人の経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱います。

理事の就任手続き

法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従います（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となることから、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、理事の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の収録等）によって行う必要があります、当該文書は法人において保存される必要があります。

なお、理事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必ず必要とされるものではありませんが、法人において、選任された者に委嘱状により理事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えありません。

理事長及び業務執行理事の選任及び解職

理事長及び業務執行理事（※置く場合に限る）は、理事会において理事の中から選定されなければなりません。なお、理事長及び業務執行理事の選定又は解職については、法令上の手続きに関する特別の規定はなく、理事会の決議事項（法第45条の14）として、法令及び定款に定める手続に従って行ってください。

理事の解任

理事の解任は、次のいずれかに該当するときに、評議員会の決議により行います（法第45条の4第1項）。

- ・「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」
- ・「心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき」

ただし、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会によって解任権が濫用されることあってはなりません。

そのため、理事が形式的に職務上の義務に違反し又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されるものと解すべきです。

ウ 欠格事由等

理事は、理事会の構成員として、法人の業務執行の決定をする等法人の運営における重要な役割を担い、その職務を個々の責任に基づいて行うものであることから、当該責任を全うさせるため、理事について、一定の事由が欠格事由等として定められています。

なお、理事会の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席してしまうようなことは適当ではありません。

★理事となることができない者

・暴力団員等の反社会的勢力の者

・欠格事由に該当する次の者（法第44条第1項により準用される法第40条第1項）

①法人

②心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者）

③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④⑤のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

・各理事と特殊の関係にある次の者（法第44条第6項）

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）

i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該理事の使用人

iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii 又は iii の配偶者

v i ~ viii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

上記③のviiに該当しない場合であっても、関係行政の職員が法人の理事となることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではありません。

工 定数

理事の員数は、6人以上（法第44条第3項）の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されている必要があります。

オ 任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（法第45条）。

ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

カ 欠員が生じた場合の措置

理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有します（法第45条の6第1項）。

また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができます（法第45条の6第2項）

定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません（法第45条の7）。この状態が続くと、理事が、理事会の構成員として法人の業務執行を決定することや、理事長等の職務の監督等を十分に行なうことが困難となり、法人運営上適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続を速やかに進める必要があります。

〈質疑 6〉

Q – 社会福祉法人の理事が地元で商店を経営していますが、地元に当該種別の商店が他にないため、当該商店と取引を行っています。この場合、当該理事は理事として不適当ですか。

(例：法人の経営する施設で用いる給食材料等を理事が経営する店から購入する場合)

A – 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊関係のある者が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）とされておりますので、この場合、他の理事の状況等も含めて判断することとなり、一概に不適当とは言えません。

なお、実際に当該理事と取引を行う場合は、社会常識を勘案した上で妥当なものかを十分検討し、地域住民の誤解を招かないよう配慮する必要があります。

また、法人が理事の経営する営利企業と取引を行う場合には、入札価格の決定、業者の選定等を理事会で協議及び議決する際に、当該理事の退場を求め、他の業者と同一の条件で入札等に参加させるなど、十分な配慮が必要です。

※特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができないこととされています。（法第45条の14第5項）

（4）理事会

ア 権限

理事会は、①法人の業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長の選定及び解職を行うものであり、理事会を構成する理事は、その理事会における意思決定を通じて業務執行の決定又は監督を行うという意味で、法人の運営における重要な役割を担っています。

理事会の権限である法人の業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）を、理事長等に委任することはできますが、法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項（※）等については、理事会で決定されなければならず、理事長等にその権限を委任することはできません（法第45条の13第4項）。

（※）理事に委任することができない事項（第45条の13第4項各号）

- ①重要な財産の処分及び譲受け
- ②多額の借財
- ③重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤内部管理体制の整備
- ⑥役員等の損害賠償責任の一部免除

理事への権限の委任

理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではありませんが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきと解されます。

なお、理事に委任することができない上記事項のうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものですが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきと解されます。

イ 招集

理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が招集します（法第45条の14第1項）。

また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、他の理事は招集権者である理事に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができ（同条第2項）、当該請求があった場合には、請求日から5日以内に、理事会の招集通知（請求日から2週間以内の日に理事会を開催するものである必要があります。）が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができます（同条第3項）。

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければなりません（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）。

通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えありません。また、議題を通知することも必須ではありません。

招集手続きの省略

なお、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができます（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項）。

上記にかかる同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はありませんが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する

等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましいといえます。

ウ 決議・報告

理事会の成立要件

理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われる必要があります（法第45条の14第4項、第5項）。

法律上、決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数ですが、定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合には、その割合となります。なお、定款においては、特定の議案に関する決議について、過半数を超える割合とすることもできます。

なお、理事会の決議には、決議に特別の利害関係（※）を有する理事が加わることができません（法第45条の14第5項）。

（※）「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務（法第45条の16第1項）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、次のような例が挙げられます。

- ・理事の競業取引（→理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと）
- ・利益相反取引（→理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと）の承認（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項）
- ・理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法第45条の20第4項により準用される一般法人法第114条第1項（法人の定款に規定がある場合に限る。））

そのため、当該特別の利害関係を有する理事の存否については、その決議を行う前に、法人が各理事について確認しておく必要があります。

この確認の記録は、原則として議事録になりますが、次のような場合に限っては、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある理事がいない場合には、議事録の記載も不要となります。

- ・当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合

- ・理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合

理事会の決議事項

★理事会の法定決議事項

- ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ・重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
- ・競業及び利益相反取引の承認
- ・計算書類及び事業報告等の承認
- ・役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- ・役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容決定
- ・その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）

理事若しくは理事会が評議員を選任若しくは解任する旨の定款の定めは効力を有せず（法第31条第5項）、理事会により評議員の選任又は解任を行うことはできません。なお、理事又は理事会が、定款若しくは評議員の選任に関する規程等に基づき、評議員候補者の推薦を行うことは可能です。

理事会の「決議の省略」

定款において、決議の省略の定めがある場合、理事全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされ、理事会の議決を省略することは認められています。（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）。

この場合には、理事会の決議が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり（規則第2条の17第4項第1号）、理事の全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録は、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません（法第45条の15第1項）。

また、当該提案について監事が異議を述べたときは、決議要件を満たさないため、監事からも事前に同意の書面を徴収することが望ましいと解されます。

職務の執行状況報告（※再掲 P24）

理事長及び業務執行理事は、理事会において、3か月に1回以上職務の執行状況についての報告をします。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることができます（法第45条の16第3項）。

また、この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければなりません。

★「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」の考え方

定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えていることが必要ですが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えありません。

例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月の理事会と6月の理事会との間隔は4か月を超えるものではありませんが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えありません。

理事会の「報告の省略」

なお、理事の理事会への報告事項については、理事及び監事の全員に当該事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しません（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）。

例えば、同条第1項の規定により報告を省略できるものとしては、競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項）があります。

もっとも、上記の理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、この規定は適用されず（同条第2項）、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。

工 議事録

理事会は、法人の業務執行の決定等の法人運営に関する重要な決定を行うものであり、評議員や債権者が閲覧等を行えるようにするため、議事録については、理事会の日から 10 年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があります。

また、理事会の決議を省略した場合には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から 10 年間、主たる事務所に備え置く必要があります（法第 45 条の 15 第 1 項）。

理事会の議事録署名人

議事録については、その真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられています。

法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされていますが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなります（法第 45 条の 14 第 6 項）。

なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成します（規則第 2 条の 17 第 2 項）が、電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりに電子署名をすること（規則第 2 条の 18 第 1 項第 1 号、第 2 項）が必要です。

〈質疑 7〉

Q－理事総数 6 人のところ 2 人が欠席し、4 人で理事会を開催しましたが、問題はありませんか。

A－理事会の議決要件は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）の賛成が必要とされています。（法第 45 条の 14 第 4 項）

出席した理事 4 名すべてが、議決に加わることができる理事であれば、理事会は成立します。

理事会の議事録記載事項

★開催された理事会の内容に関する議事録の記載事項（規則第2条の17第3項）

- ①理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）
- ②理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨
 - i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の14第2項）
 - ii 招集権者以外の理事が招集したもの（法第45条の14第3項）
 - iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第2項）
 - iv 監事が招集したもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項）
- ③理事会の議事の経過の要領及びその結果

なお、理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（法第45条の14第8項）ことから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要がある。
- ④決議をする事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - i 競業又は利益相反取引を行った理事による報告（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項）
 - ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条）
 - iii 理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項）
 - iv 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告（法第45条の22の2により準用される一般法人法第118条の2第4項）
- ⑥理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合（法第45条の14第6項）の、理事長以外の出席した理事の氏名
- ⑦理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）

★理事会の決議を省略した場合（理事会の決議があったとみなされた場合）の議事録の記載事項

（規則第2条の17第4項第1号）

- ①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ②①の事項の提案をした理事の氏名
- ③理事会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

★理事会への報告を省略した場合（報告を要しないものとされた場合）の議事録の記載事項（同項第2号）

- ①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ②理事会への報告を要しないものとされた日
- ③議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(5) 監事

ア 職務・権限

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに（法第45条の18第1項）、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は当該法人の業務及び財産の状況を調査することができる（同条第2項）とともに、次の義務を負います。

★監事の義務（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで）

- ①理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- ②理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。
- ③理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。

なお、監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであり、理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うことが必要です。

監事監査報告

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければなりません（法第45条の18第1項）。

毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならず（法第45条の28）、計算書類及びその附属明細書（計算関係書類（規則第2条の26第1項）の監査と、事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）の監査について、それぞれ監査報告の内容及びその作成等の手続に関する規定が法及び規則に設けられています。

監事の監査については、計算関係書類の監査と事業報告等の監査のそれぞれについて、監査報告の内容を理事等に通知する監事（特定監事）を定めることができます（この監事を定めない場合は、全ての監事が通知を行うこととなります。規則第2条の28、第2条の34、第2条の37）。

計算関係書類の監査については、会計監査人設置法人では、計算関係書類に係る会計監査人の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われるため、会計監査人設置法人と会計監査人非設置法人とで監査の内容は異なります。

会計監査人非設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められています（規則第2条の27、第2条の28）。

監査報告の内容は次のとおりです（規則第2条の27）。

★会計監査人非設置法人の計算関係書類にかかる監査報告の内容

- ①監事の監査の方法及びその内容
- ②計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ④追記情報
 - i 会計方針の変更
 - ii 重要な偶発事象
 - iii 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項（規則第2条の27第2項）
- ⑤監査報告を作成した日

なお、特定監事（※1）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（※2）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の28第1項）。

- ①計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日
- ②計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）
(※1) 計算関係書類についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第2条の28第5項）。
(※2) 計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第2条の28第4項）。

会計監査人設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められています（規則第2条の31及び第2条の34）。

- ・監査報告の内容は次のとおりです（規則第2条の31）。

★会計監査人設置法人の計算関係書類にかかる監査報告の内容

- ①監事の監査の方法及びその内容
- ②会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨）
- ③重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
- ④会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- ⑤監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑥監査報告を作成した日

なお、特定監事（※3）は、次に掲げる日のうちいずれか遅い日までに、特定理事（※4）及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の34第1項）。

- ①会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日
- ②特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）

（※3）計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第2条の32第5項）。

（※4）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第2条の32第4項）。

事業報告等に係る監査については、次のとおり定められています。

★事業報告等にかかる監査報告の内容（規則第2条の36）

- ①監事の監査の方法及びその内容
- ②事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ③当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ④監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑤監査に関する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- ⑥監査報告を作成した日

なお、特定監事（※5）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（※6）に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の37第1項）。

- ①事業報告を受領した日から4週間を経過した日
 - ②事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
 - ③特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）
- （※5）事業報告等の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第2条の37第5項）。
- （※6）事業報告等の監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第2条の37第4項）。

イ 選任・解任

監事の選任は評議員会の決議により行います（法第43条第1項）。また、監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認するものですから、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」が含まれている必要があります（法第44条第5項）。

★ 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」の例示（審査要領第3の（1））

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

★ 「財務管理について識見を有する者」（審査基準第3の4の（5））

公認会計士又は税理士が望ましいと解されます（審査基準第3の4の（5））。また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者も考えられますが、これらの者に限られるものではありません。

法人において、それぞれの要件に該当するとし適正な手続により選任されている限り、特段の制限を受けるものではありません。

監事の過半数の同意

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（在任する監事の過半数）の同意を得なければなりません（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）。

なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えありません。

監事の就任手続き

法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従います（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに監事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から監事となることから、この就任の承諾の有無については、監事の役割の重要性に鑑み、文書（就任承諾書の徵収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要があります。

なお、監事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行うことが必要とされるものではありませんが、法人において、選任された者に委嘱状により監事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えありません。

監事の解任

監事の解任については、評議員会の特別決議により行う必要があります（法第45条の9第7項第1号、第45条の4第1項）。

ウ 欠格事由等

監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、監事となることができない者として欠格事由等が定められています。また、監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではありません。

★監事となることができない者

・当該法人の理事又は職員（法第44条第2項）

・暴力団員等の反社会的勢力の者

・欠格事由に該当する次の者（法第44条第1項により準用される法第40条第1項）

①法人

②心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者）

③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④⑤のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

⑥暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

・各役員と特殊の関係にある次の者（法第44条第7項）

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省令で定める者（規則第2条の11）

i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該役員の使用人

iii 当該役員から受けける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii 又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

viii 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

上記③のviiに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の監事となることは法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らして適當ではありません。

工 定数

監事の員数は、2人以上（法第44条第3項）の数を定款に定め、その員数が実際に選任されていることが必要です。

オ 任期

監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（法第45条）。

ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

カ 欠員が生じた場合の措置

監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお、監事としての権利義務を有します（法第45条の6第1項）。

また、監事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができます（法第45条の6第2項）

定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません（法第45条の7）。この状態が続くと、理事が、理事会の構成員として法人の業務執行を決定することや、理事長等の職務の監督等を十分に行なうことが困難となり、法人運営上適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続を速やかに進める必要があります。

(6) 会計監査人

ア 設置義務

法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができます（法第36条第2項）。なお、定款に会計監査人を設置することを定めた法人（会計監査人設置法人）は、会計監査人を設置しなければなりません。

法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化の観点から、特定社会福祉法人（(8)「内部管理体制」参照）は会計監査人の設置が義務付けられており（法第37条）、定款に会計監査人の設置について定めなければなりません。

会計監査人は、法人の計算書類及びその附属明細書（計算関係書類）の監査を通じ、財務会計面から法人の適正な運営を確保する役割を有しています。そのため、会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた定款の員数が欠けた場合に、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません（法第45条の6第3項）。

また、会計監査人は、いつでも会計帳簿の閲覧等や法人の理事又は職員に対して会計に関する報告を求めることができ（法第45条の19第3項）、その職務を行うために必要があるときは、法人の業務及び財産の状況を調査することができる（同条第4項）ように、決算時に計算関係書類の監査を行うだけでなく、会計年度を通じて、法人の計算関係書類の信頼性の確保のために必要な対応を行うものであることから、会計監査人設置法人は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任すべきと解されます。

なお、会計監査人の設置義務がない法人であっても、定款に会計監査人を設置することを定めている場合は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく補充しなければなりません。

イ 職務・権限

会計監査人は、法人の計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成します（法第45条の19第1項、第2項）。

また、計算書類及び附属明細書とは、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及びこれらに対応する附属明細書を指します。

★会計監査報告の記載事項（規則第2条の30）

①会計監査人の監査の方法及びその内容

②監査意見（法人単位の計算書類及びそれらに対応する附属明細書が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見）

（i）無限定適正意見

（ii）除外事項を付した限定付適正意見

（iii）不適正意見

（iv）意見不表明

③追記情報

（i）継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項

（ii）②の意見があるときは、事業報告及びその付属明細書、計算関係書類（監査の範囲に属さないものに限る。）並びに財産目録（第2条の22の財産目録を除く。）の内容と計算関係書類（監査の範囲に属するもの限る。）の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

（iii）会計方針の変更

（iv）重要な偶発事象、

（v）重要な後発事象

④会計監査報告を作成した日

なお、会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事（※1）及び特定理事（※2）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の32第1項）。

①計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日

②計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日

③特定理事、特定監事及び会計監査人が合意により定めた日（合意がある場合）

（※1）会計監査報告の通知を受ける監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事（規則第2条の32第5項）。

（※2）会計監査報告の通知を受ける理事を定めたときはその理事、定めない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事（規則第2条の32第4項）。

ウ 資格要件

会計監査人の設置を定款に定めた法人は、会計監査人として、公認会計士又は監査法人を評議員会において選任します（法第43条第1項、法第45条の2第1項）。なお、会計監査人候補者の選定に当たっては、公認会計士法の規定により、計算書類の監査を行うことができない者は会計監査人となることができない（法第45条の2第3項）ことから、このような者でないかの確認が必要です。

★公認会計士法の規定により計算書類の監査を行うことができない者

- ・公認会計士又はその配偶者が、当該法人の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者である、又は過去1年以内にこれらの者であった場合（公認会計士法第24条第1項第1号）
- ・税務顧問に就任している公認会計士又はその配偶者が、被監査法人から当該業務により継続的な報酬を受けている場合（公認会計士法第24条第1項第3号、同施行令第7条第1項第6号）

エ 任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（法第45条の3第1項）。

定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされます（第45条の3）。そのため、会計監査人を再任しない場合には、会計監査人を再任しないことに関する議案を提出する必要があります。

オ 選任・解任・退任

評議員会で会計監査人の選任を行う際は、理事会が特定の公認会計士又は監査法人を会計監査人候補者として、会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出することとなります。

会計監査人候補者の選定を行うに当たっては、会計監査人が、中立・公正な立場から法人の会計監査を行うものであることから、その業務の性質上、入札により最低価格を提示したことのみを選定の基準とすることは適当ではなく、通常の契約ルールとは別に、複数の公認会計士等から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討の上、選任する等の方法をとることが適当です。

監事の過半数の同意

評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案については、監事の過半数の同意を得なければならず（法第43条第3項により準用される一般法人法第73条第1項）、これらの議案を提出する際には上記の評議員会における会計監査人の選任の手続と同様の手続を経た上で、監事の過半数の同意を得ることが必要です。

力 欠員が生じた場合の措置

会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません（法第45条の6第3項）。

この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は、会計監査人と同様です（法第45条の6第4項）。

なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁には届出の猶予等を行うことが求められます。

(7) 内部管理体制

ア 趣旨

特定社会福祉法人（※）は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなります（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。

※「特定社会福祉法人」について

事業規模が政令で定める基準を超える法人をいう（7「会計監査人」の1において同じ。）。政令においては、内部管理体制の整備が義務付けられる法人の事業規模を、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人と規定している（令第13条の3）。なお、特定社会福祉法人には、会計監査人の設置も義務付けられている（法第37条）。

この内部管理体制の整備に係る決定については、理事会から理事（理事長等）に決定の権限を委任することができない事項であり（法第45条の13第4項第5号）、必ず理事会の決定によらなければなりません。

イ 作業内容

内部管理体制として決定しなければならない事項は次のとおりです（規則第2条の16）。

★内部管理体制として決定しなければならない事項

- ①理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

なお、法人における具体的な作業の流れは次のとおりです。

①内部管理体制の現状把握

内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認

②内部管理体制の課題認識

現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定

③内部管理体制の基本方針の策定

法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定

④基本方針に基づく内部管理体制の整備

基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

(8) 準ずる監査・専門家による支援

ア 会計監査人による監査に準ずる監査

会計監査人による監査が行われない場合に、法人と公認会計士若しくは監査法人との間で締結する契約に基づき行われる会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査を「会計監査人による監査に準ずる監査」といいます。

法人が「会計監査人による監査に準ずる監査」を受けたときは、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書を公認会計士又は監査法人から受領すること、かつ、公認会計士又は監査法人による監事への報告及び通知が適切に行われることが必要です。

また、契約に係る透明性を確保する観点から、「会計監査人による監査に準ずる監査」に係る契約を締結する場合であっても、会計監査人を設置する場合と同様に、複数の候補者から提案書を入手し、法人において選定基準を作成し、当該提案書に記載された提案の内容について比較検討の上、契約の相手方として選定します。なお、価格のみを基準として選定することは適当ではありません。

イ 内部統制の向上に対する支援

法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき、公認会計士又は監査法人により「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」（「会計監査及び専門家による支援等について」（社援基発 0427 第 1 号平成 29 年 4 月 27 日）の別添 1）に記載された支援項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案の報告を受けるものを「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」といいます。

なお、当該支援は、将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる法人が実施することが望されます。

ウ 事務処理体制の向上に対する支援

法人と専門家との間で締結する契約に基づき、専門家により「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」（「会計監査及び専門家による支援等について」（社援基発 0427 第 1 号平成 29 年 4 月 27 日）の別添 2）に記載された支援項目の確認及びその事項についての所見を受けるものを「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」といいます。

(9) 報酬等

ア 報酬等の額

基本事項

評議員、役員（理事及び監事）の報酬等については、法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点から、以下の手続きを行わなければなりません。

- ①報酬等の額について、評議員は「定款で定める」、役員は「定款で定める、又は、評議員会の決議により定める」こと。
- ②評議員、理事、監事の報酬等の支給基準を作成し、評議員会の承認を受け、公表すること。
- ③評議員、理事、監事の区分毎の報酬等の額の総額を公表すること。

なお、「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいいます。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しませんが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものとなります。

また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれません。

なお、定款において無報酬と定めた場合を除き、①の報酬等の額の定めと②の報酬等の支給基準は、報酬等の有無にかかわらず、両方を規定する必要があることに留意する必要があります。

評議員の報酬等の額

評議員の報酬等の額は定款に定められます（法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条）。無報酬とする場合にも、その旨を定款で定める必要があります。

また、評議員の報酬等の支給基準も定める必要がありますが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の定めが不要とはなるわけではありません。

理事の報酬等の額

理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条）必要があります。なお、理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。

監事の報酬等の額

監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項）必要があります。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。

定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定めます（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第2項）。この監事の協議は全員一致の決定による必要があるため、監事の全員一致の決定により具体的な配分がなされているかを確認します。

なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続や記録に関する規定はありませんが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事の全員一致による決定が行われたこと及びその決定内容を記載・記録した書類を作成すべきと解されます。

会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることはされておらず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなります（法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条）。

なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は不要です。

イ 報酬等の支給基準

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならず（法第45条の35第1項）、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければなりません（同条第2項）。

報酬等の額や報酬等の支給基準を定めることとされていることは、評議員や役員に報酬等を支給しなければならないことを意味するものではなく、無報酬とすることも認められます。その場合には、原則として報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときに無報酬である旨を定めることになりますが、定款において無報酬と定めた場合については、支給基準を別途作成する必要はありません。

★報酬等の支給基準の内容（施行規則第2条の42）

①役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられます。

②報酬等の金額の算定方法

報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられます。

・評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は許容されます。

・退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容されます。

・法人は、国等他団体の俸給表等を準用する場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置付け、支給基準と一体のものとして定めることとします。

・評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められません。

③支給の方法

支給の方法については、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月又は毎年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込か現金支給か）等が考えられます。

④支給の形態

支給の形態については、現金・現物の別等を記載します。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等である旨の記載は特段なくても差し支えありません。なお、報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性を図る必要があります。

役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任があります。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明することが求められます。

ウ 公表

法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額を現況報告書に記載の上、公表します。

理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表します。ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えありません。

公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされています（規則第10条第1項）が、規則第9条第3号に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなします（規則第10条第2項）。

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられています（法第59条の2第1項第2号）。

公表の方法については、インターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページ）により行います（規則第10条第1項）。

(10) 特別の利益供与の禁止

ア 関係者の範囲

法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者（※）に対して特別の利益を与えてはなりません（法第27条）。

（※）特別の利益を与えてはならない関係者の範囲（令第13条の2）

- ①当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
 - ②①の配偶者又は三親等内の親族
 - ③①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
 - ⑤当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者（規則第1条の3）
 - i 法人が事業活動を支配する法人
当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（※2）における当該他の法人（第三項各号において「子法人」という。）とする。
 - ii 法人の事業活動を支配する者
一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（※2）における当該一の者とする。
- （※2）財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合は次のとおり。
- ①一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合
 - ②評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合
 - i 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員
 - ii 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員
 - iii 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又は口に掲げる者であつた者
 - iv 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者
 - v 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者

イ 「特別の利益」の内容

「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいいます。

例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるもの除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合が該当すると考えられます。

法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うものです。

(11) 損害賠償責任

ア 社会福祉法人に対する賠償責任

理事、監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負います（法第45条の20第1項）。

理事、監事、評議員又は会計監査人と法人との関係は、委任に関する規定に従うため（法第38条）、任務を怠ったときは、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は、忠実義務違反（第45条の16第1項）も含まれる。）となります。

なお、評議員には、業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないと考えられます。

イ 第三者に対する賠償責任

理事、監事、評議員又は会計監査人は、本来、社会福祉法人に対して任務を負うにすぎず、第三者に対しては一般的の不法行為（民法第709条）責任以外の責任は負わないと考えられます。

しかし、理事、監事、評議員又は会計監査人の任務懈怠によって損害を受けた第三者を保護する観点から、職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には、第三者に対して責任を負うこととしています（法第45条の21第1項）。

なお、評議員は、業務執行を行う立場ではないため、第三者に損害を与えることは多くないと考えられますが、評議員も法人と委任関係にあり、善良な管理者としての注意をもってその職務を行わなければならない者である以上（民法第644条）、悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合の責任に関する規定が設けられています。

ウ 連帯責任

役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者となります。

(12) 罰則

ア 特別背任罪

評議員、理事又は監事が自己又は第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、その法人に財産上の損害を加えたときは、7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又は併科されます（法第155条）。なお、未遂の場合も罰せられます。

イ 収賄・贈賄罪

評議員、理事又は監事、会計監査人若しくは監査法人の社員等がその職務に関して、不正の依頼（請託）を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます。また、その収賄の相手（利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者）は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます（法第156条）。

ウ 不法行為に対する過料

評議員、理事、監事、会計監査人若しくは法人の職員等が次に該当したときは、20万円以下の過料に処せられます（法第165条）。

★不法行為の種類

- ・社会福祉法に基づく政令の規定による登記を怠ったとき
- ・公告を怠り又は不正の公告を行ったとき
- ・正当な理由なく書類の閲覧や交付等を拒んだとき
- ・定款の変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- ・定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告その他の書面（電磁的記録）に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載等をしたとき
- ・帳簿や書類若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき
- ・所轄庁への報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員による検査を拒み、妨害や忌避したとき

など

3 資産の管理

(1) 基本財産

法人は、社会福祉事業の主たる扱い手として、当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている必要があります。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、個別に定める（※1）事業の用に供する不動産については、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません（審査基準第2の1の（1））（※2）。

（※1）事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて設置することが認められる場合

- ・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日付け社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長及び老人保健福祉局長連名通知）
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（平成24年3月30日付け社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知）」
- ・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知）」（平成12年9月8日付け障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）
- ・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）
- ・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
- ・「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産について」（平成16年12月13日社援発第1213003号社会・援護局長通知）
- ・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号厚生労働省社会・援護局、老健局長連名通知）

(※2) 国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合に、地上権等の登記を要さないとされている場合

- ・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）に定める要件を満たす場合
- ・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知）に定める要件を満たす場合

社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定款に定めるとともに、その処分又は担保提供を行う際には、所轄庁の承認を受けることを定款に明記しておく必要があります（審査基準第2の2（1）のア、イ）。

ただし、次の場合における担保提供について所轄庁の承認を不要とする旨を定款に定めた場合は、所轄庁の承認は不要となります（定款例第29条）。

★定款に定めた場合に所轄庁の承認が不要となるもの

- ①独立行政法人福祉医療機構（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）に規定するものをいう。）に対して基本財産を担保に供する場合
- ②独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- ③社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。（なおこの場合、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。）

基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、適当ではありません（審査基準第2の3の（1））。

★基本財産の管理運用にあたって適当ではない財産・方法

- ①価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ②客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④回収が困難になるおそれのある方法（融資）

ただし、所轄庁が法人の規模や財務状況を踏まえ、当該管理運用方法について、安全、確実な方法によることに準ずるものと認める場合及び法人が法令、定款等に定めるところにより、社会福祉事業としての貸付を行う場合はこの限りではありません。

〈質疑 8〉

Q－社会福祉法人の基本財産若しくはその他財産を公益事業又は収益事業に使用することは認められですか。

A－公益事業又は収益事業に関する会計は、社会福祉事業に関する会計と明確に区分しなければならず、このことは金銭の流れだけに限らず、公益事業又は収益事業に供する不動産及び動産についても同様です。

したがって、法人の基本財産若しくはその他財産を公益事業又は収益事業の用に供する不動産として使用することは認められません（事業規模が小さい公益事業で、当該法人が行う社会福祉事業の円滑遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。）。（審査基準第2の2）

〈質疑 9〉

Q－社会福祉事業を行うのに必要な不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合において、その事業の存続に必要な期間の地上権若しくは賃借権を設定しなければならないとされていますが、この場合必ず登記しなければなりませんか。

A－事業の継続性、安定性等を確保する観点から、施設が存続していく将来にわたって当該不動産の売買、相続などによって権利が移転する事態が皆無とは言えませんので地上権若しくは賃借権の登記は必ず行ってください。（審査基準第2の1の（1））

〈質疑 10〉

Q－現在、社会福祉事業を行うのに必要な不動産について、国又は地方公共団体以外の者から賃借していますが、登記は行っていません。この場合も賃借権の登記を行いう必要がありますか。

A－現在賃借しているもの（未登記）についても、登記しなければなりませんので、所有権者と十分協議してください。

なお、賃借料の支払財源が、理事長等の寄附によることになっている場合は、その期間が相当長期間に及ぶことから、寄附の継続性等その確実性について慎重に判断する必要があります。（審査基準第2の1の（1））

(2) 基本財産の所有

次の財産は、必ず基本財産としなければなりません。

ア 社会福祉施設を経営する法人（※）

すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければなりません。

ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与または使用許可を受けている者である場合にあっては、1,000万円（平成12年11月30日以前に設立された法人の場合には、100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有している必要があります。（審査基準第2の2の（1）のイ）

※障害者総合支援法に定める日中活動系サービスの障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を設置する場合は、「社会福祉施設を経営する法人」として取り扱うこととされています。（平成18年12月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

イ 社会福祉施設を経営しない法人

社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます。（審査基準第2の2の（1）のウ）

基本財産の特例

次の事業の経営を目的として法人を設立する場合については、一定期間の事業実績を有すること等の要件を満たす場合には、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券または不動産に限る。）を基本財産とすることで足ります。

★対象となる事業

- ・居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。））
(「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日付け障第671号・社援第2030号・老発629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）)
- ・共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス（共同生活援助に係るものに限る。））
(「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日付け社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知）)
- ・介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業（「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日付け社援発第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知））

ウ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く）及び共同募金会

社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。

ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれかの少ない方の額以上に相当する資産で差し支えありません。

〈質疑 11〉

Q－社会福祉施設を経営しない社会福祉法人を設立する場合（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）には、基本財産として原則1億円以上に相当する資産を有していなければならないとされていますが、この資産とは不動産でも認められますか。

A－不動産は価値が大きく変動する可能性があり、設立後の運営に必要な資産を安定的に確保するという趣旨からは、現金の方が望ましいと考えられます。

(3) 残余財産

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は社会福祉法人その他社会福祉事業を行うもののうちから選定されるようにしなければなりません（法第31条第6項）。

なお、定款において帰属者を定めないで解散した場合には、残余財産は国庫に帰属することになります。（法第47条）

〈質疑 12〉

Q－残余財産を寄附者に帰属させる旨を定款で定めることは認められますか。

A－そのような定款であれば、社会福祉法人の設立は認められませんし、定款の変更も認められません。

また、定款に違反して寄附者に帰属させることも認められません。（法第47条、定款例第37条）

(4) 基本財産以外の財産

法人の基本財産については、法人存立の基礎となるものとして厳格な管理が求められますが、基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっても、法人の高い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、安全、確実な方法で行われることが望ましいとされています（審査基準第2の3の（2））。

また、その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、当該財産の管理が適正にされ、その処分がみだりに行われてはなりません（審査基準第2の2の（2）のイ）。

「安全、確実な方法」であることについては、基本財産に対する場合と同等の厳格な管理を求めるものではありませんが、理事長等の業務を執行する理事の独断による管理運用がなされたことによって法人の財産が大きく毀損すること等がないような管理が必要です。

そのため、元本が確実に回収できるもの以外での管理運用を行うような場合には、理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制（法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えない）を整備することが求められます。

(5) 株式の保有

株式の保有は、原則として、次に掲げる場合に限られますが、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することができないよう、営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはなりません（審査基準第2の3の（2）、審査要領第2の（8）、（10））。

★株式の保有が認められる場合

- ①基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- ②基本財産として寄附された場合（設立後に寄附されたものも含む。）
- ③未公開株のうち次の要件を満たすもの
 - ・社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
 - ・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
 - ・未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないと公認会計士又は税理士による確認を受けていること

なお、次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株式投資は認められません。

★株式投資が認められていない運営費や委託費に係る関連通知

- ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）
- ・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人の適切な運営の観点から、所轄庁は、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要な指導等を行うこととなっています。

この確認や指導の実施のため、法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については、法人は、法第59条の規定による現況報告書と合わせ

て、当該営利企業の概要（※）として、事業年度末現在の次に定める事項を記載した書類を提出する必要があります（審査要領第2の（9）から（11）まで）。

※「当該営利企業の概要」として記載すべき項目

- ①名称
- ②事務所の所在地
- ③資本金等
- ④事業内容
- ⑤役員の数及び代表者の氏名
- ⑥従業員の数
- ⑦当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ⑧保有する理由
- ⑨当該株式等の入手日
- ⑩当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

(6) 不動産の借用

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められます。

都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、個別に定める事業の用に供する不動産については、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません（P6 5 参照）。

ただし、そのうち通所施設については、一定の要件を満たす場合、地上権又は賃借権の登記を要しない場合があります。なお、これらの場合でも、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければなりません。

※「一定の要件」

①既設法人が通所施設を設置する場合

既設法人（第1種社会福祉事業（法第2条第2項第2号から第4号に掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。）が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない（審査基準第2の1の（2）の工及びキ、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）、「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」（平成26年12月12日付け雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知）及び「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼稚教育課長、文部科学省高等教育局私学行政課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知））。

- i 障害児通所支援事業所
- ii 児童心理治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。）
- iii 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）
- iv 放課後児童健全育成事業所、保育所又は児童家庭支援センター
- v 母子福祉施設
- vi 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- vii 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- viii 地域活動支援センター
- ix 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設

※なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えありません。

- i 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- ii 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

②既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められる範囲が都市部以外等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域に拡大されている（審査基準第2の1の（2）の才、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知）。

※なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えありません。

4 情報開示等

(1) 備置き・閲覧

「備置き・閲覧」の対象となる書類は次のとおりです。

関係書類	保存期間等
① 定款	所轄庁の認可を受けたとき
②評議員会議事録	評議員会の日から 10 年間
② 理事会議事録	理事会の日から 10 年間
③ 計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間
⑤計算書類の附属明細書	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間
⑥事業報告（法人の状況に関する重要な事項等）	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間
⑦事業報告の附属明細書（事業報告の内容を補足する重要な事項）	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間
⑧監査報告	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間
⑨会計監査報告	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間
⑩財産目録	毎会計年度終了後 3 か月以内に作成し 5 年間
⑪役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）※	毎会計年度終了後 3 か月以内に作成し 5 年間
⑫報酬等の支給の基準を記載した書類	毎会計年度終了後 3 か月以内に作成し 5 年間（写しを 3 年間）
⑬理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額	現況報告書に記載
⑭現況報告書	毎会計年度終了後 3 か月以内に作成し 5 年間

⑯社会福祉充実残額算定シート	毎会計年度終了後3か月以内に作成し5年間
⑮事業計画書	毎会計年度終了後3か月以内に作成し5年間

※「当該社会福祉法人の評議員以外の者」から閲覧の請求があった場合、役員等名簿に記載された事項のうち、個人の住所に係る記載の部分を除外して、閲覧させることができます。

(2) 公表

「公表」の対象となる書類は次のとおりです。

関係書類	公表の時期等
① 定款	<ul style="list-style-type: none"> ・法人を設立したとき ・定款変更の認可を受けたとき ・定款変更の届出を行ったとき 上記の場合に遅滞なく公表
② 計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	所轄庁への届出をしたとき、遅滞なく公表
③ 役員等名簿	所轄庁への届出をしたとき、遅滞なく公表
④ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額	現況報告書に記載
⑤ 現況報告書	所轄庁への届出をしたとき、遅滞なく公表
⑦社会福祉充実計画	<ul style="list-style-type: none"> ・策定・変更の承認を受けたとき ・変更の届出を行ったとき 上記の場合に遅滞なく公表
⑧社会福祉充実事業に係る実績	毎年度、社会福祉充実事業に係る実績の公表に努める

(3) 届出

所轄庁への「届出」が必要な書類は次のとおりです。

関係書類	届出の時期等
① 定款	<ul style="list-style-type: none">・設立時の承認の申請時・変更の承認の申請時・軽微な変更の場合の届出
② 計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
③ 計算書類の附属明細書	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
④ 事業報告（法人の状況に関する重要な事項等）	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑤ 事業報告の附属明細書（事業報告の内容を補足する重要な事項）	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑥ 監査報告	会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑦ 会計監査報告	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑧ 財産目録	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑨ 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑩ 報酬等の支給の基準を記載した書類	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑪ 現況報告書	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑫ 事業計画書	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑬ 社会福祉充実残額算定シート	毎会計年度終了後3か月以内（6月末まで）
⑭ 社会福祉充実計画	<ul style="list-style-type: none">・承認の申請時

・変更の承認の申請時

・軽微な変更の届出

5 地域における公益的な取組

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置や公費による事業費の補助等を受ける公益性の高い法人です。

そのため、日々社会情勢が変化していく中で、既存の社会保障制度等では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握するとともに、これに積極的に対応していくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、法人本来の役割として、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないといった責務が明確化されています（「地域における公益的な取組」を実施する責務、法第24条第2項）。

地域における公益的な取組について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条（略）

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」（以下「地域公益取組」という。）は、次に掲げる要件
の全てを満たす必要があります。

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- ・「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」とは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指します。
- ・したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当します。
- ・また、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場の創出を通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当します。
- ・さらに、「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業に限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組が含まれるものであるとともに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るために環境整備に資する取組も含まれます。

②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること

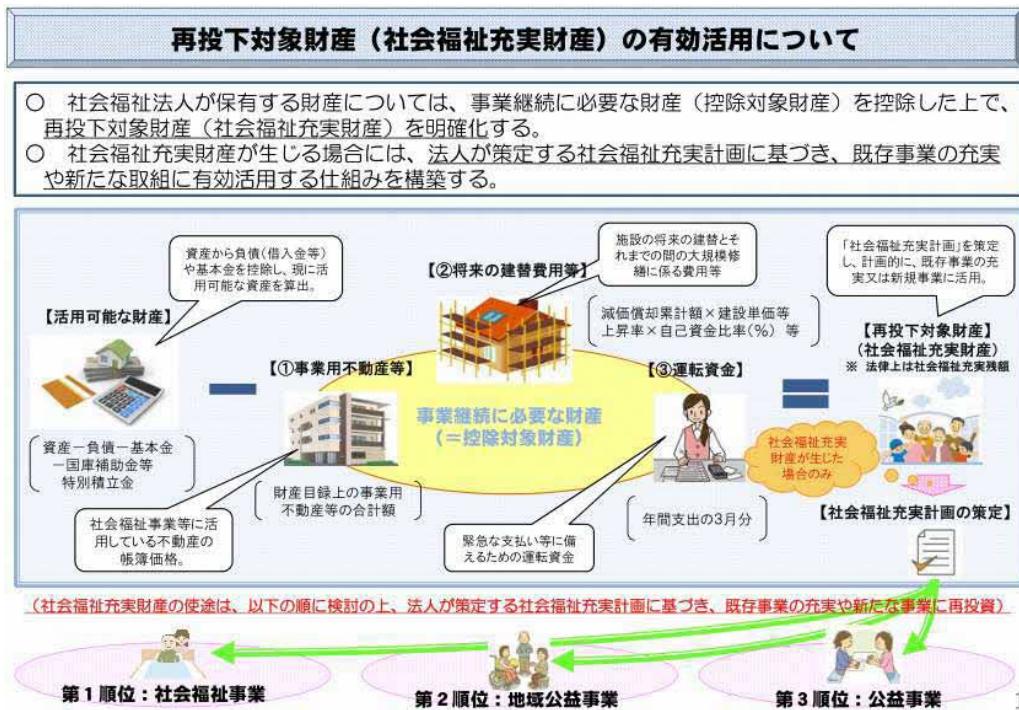
- ・「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれます。
- ・また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれます。

③無料又は低額な料金で提供されること

- ・無料又は低額な料金で提供されるサービスとは、法人が現に保有する資産や職員を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指します。
- ・したがって、地域公益取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合は、この要件に該当しませんが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当します。
- ・なお、現に、無料低額診療事業など、当該事業の性質上、必ず無料又は低額であることを伴う事業を実施している場合には、当該事業を実施していることをもって、この要件に該当することにはなりませんが、当該事業の新規実施、対象者の拡充などを図る場合には、この要件に該当します。
- ・また、「法人が現に保有する資産や職員を活用する」とは、既存職員の兼務や施設の空きスペースの活用などにより、法人の新たな金銭的支出を伴わない場合も含まれます。

6 社会福祉充実計画

社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（社会福祉充実財産※1）を算定しなければならないこととされています。



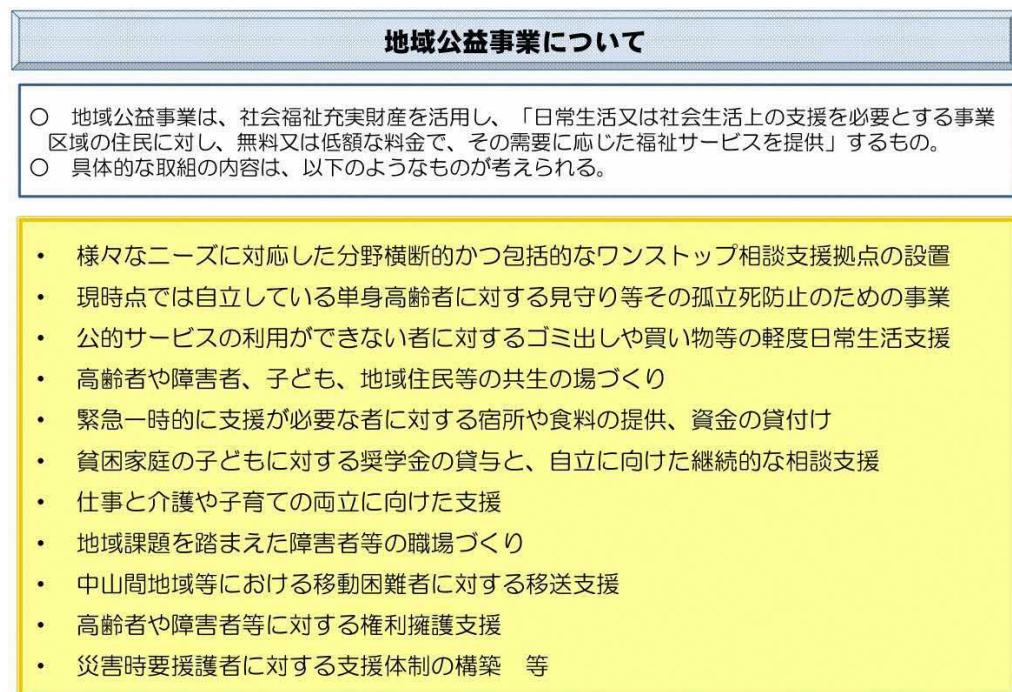
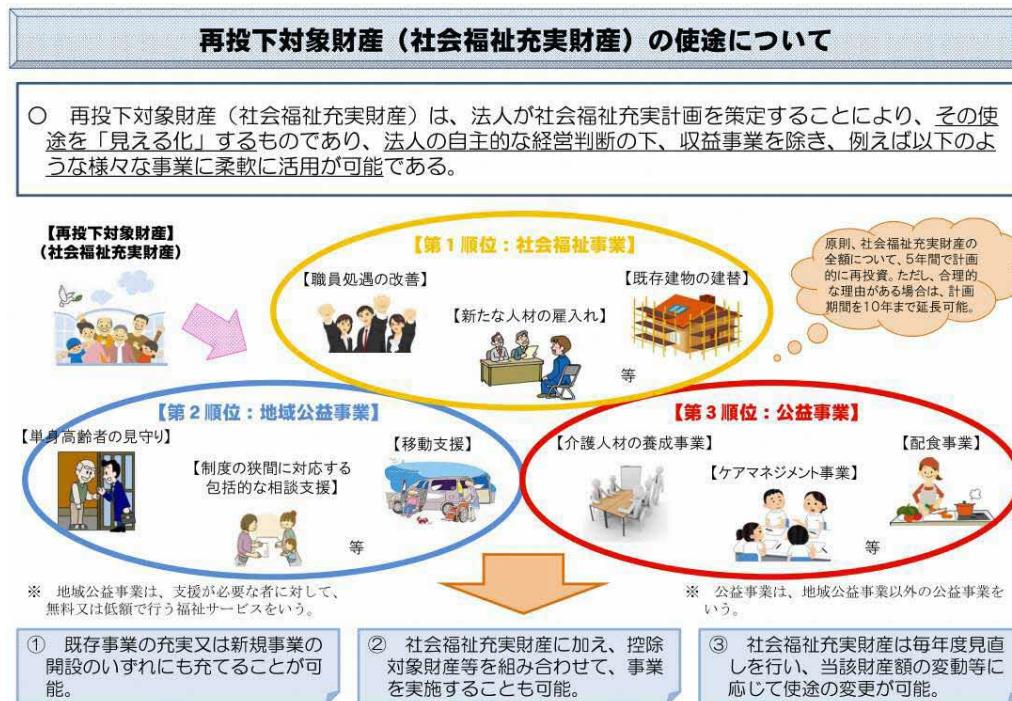
その結果、社会福祉充実財産が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得た上で、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該財産を計画的かつ有効に再投下していくこととなります。（社会福祉法第55条の2）

社会福祉充実計画の概要

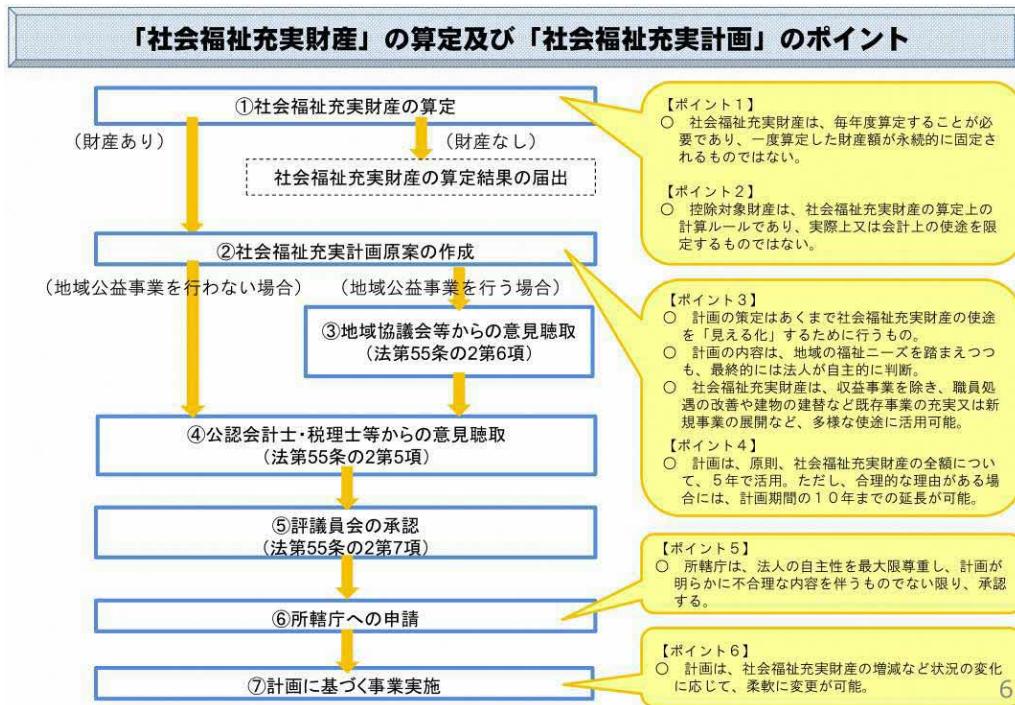
- 社会福祉充実計画については、社会福祉充実財産が生じる場合に、法人が当該財産の再投下を進めていく上で、地域住民等に対し、その使途を「見える化」するとともに、地域のニーズ等を踏まえた計画的な再投下を促す観点から、策定するもの。

事項	社会福祉充実計画のポイント
計画の記載内容	① 法人の基本情報 ② 社会福祉充実残額の推移 ③ 各年度における事業概要及び事業費 ④ 資金計画 ⑤ 事業の詳細 等
計画の実施期間等	原則5年で社会福祉充実財産の全額を再投下。 これにより難い合理的な理由がある場合は、計画の実施期間を10年まで延長可。 また、実施期間の範囲で、事業の開始時期や終了時期、事業費は法人が任意に設定。
計画に位置付けるべき事業の種類	以下の順に、その実施を検討し、実施する事業の概要、事業費積算等を記載。 ① 社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） ② 地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業） ③ ①及び②以外の公益事業
計画の公表	計画を策定し、所轄庁に承認を受けた場合等には、法人のホームページ等において公表。 また、当該計画による事業の実績についても、毎年度公表に努める。

社会福祉充実計画に盛り込むべき社会福祉充実財産の使途については、法人において、第1順位：社会福祉事業、第2順位：地域公益事業（※）、第3順位：公益事業の順に検討を行い、既存事業の充実又は新規事業の実施（例：職員の処遇改善、新規人材の雇入れ、建物の建替等）に係る費用に活用すべきこととされています。



なお、社会福祉充実計画を策定する必要がある法人は、毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に、計算書類等と併せて所轄庁へ申請することが必要です。



7 契約事務における留意点

社会福祉法人は、その公益性から、契約に際しては高い透明性と適正な手続きが求められています。本章では、指導監査の際に指摘の多い事項を中心に留意点を説明します。（※補助金を受けて実施する施設整備の契約については「建設工事手続マニュアル」を参照してください。）

社会福祉法人が行う契約等は、「入札通知」に基づいて取り扱ってください。

また、入札通知に定める事項を踏まえて、経理規程において取り決めておくことも必要です。

（1）契約業者選定について

契約業者の選定にあたっては、入札、もしくは見積合わせ等により公正に行う必要があります。入札を行わなければならないもの、随意契約とすることができるものは、入札通知に要件が定められています。

入札が必要な契約

- ・予定価格が以下の表（または法人経理規程に定める金額）を超える契約

区分	金額
1. 会計監査を受けない法人	1,000万円
2. 会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円

随意契約とすることができる契約

- ・予定価格が、上記の表（または法人経理規程に定める金額）を超えない契約
- ・入札通知に定める「随意契約によることができる場合の一般的な基準」に該当する契約

随意契約とは「入札によらずに行う契約」をいいます。

複数の見積を比較するなど、適正な価格を客観的に判断してください。また、公平性、透明性の確保に十分留意してください。

★入札通知（※抜粋）

1 入札契約関係について

(3) 隨意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合（各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと）

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
- ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

- ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合 復旧のみ。通常の更新は非該当。
- ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
- ③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（M R S A）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

「納期が間に合わない」という理由で本項目に該当するとしているケースがありますが、事由が非常に限定されています。（予測できない突発的な事象への対応等。）機械設備の更新等は計画的に行ってください。

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

- ① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
- ③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
- ④ ただし、予定価格が 1,000 万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。

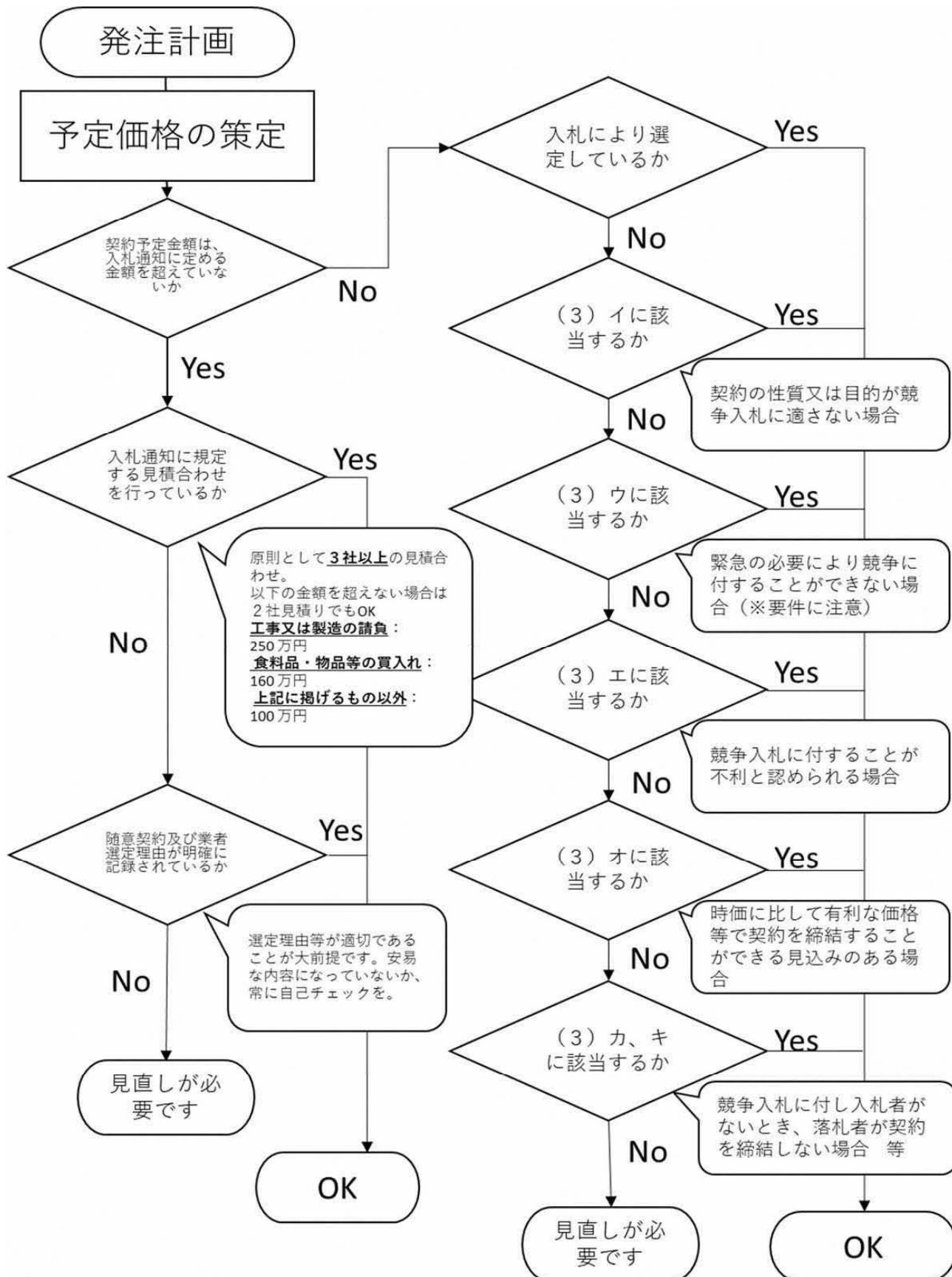
オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- ① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
- ② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
- ③ ただし、予定価格が 1,000 万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。

カ 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条件を変更することはできないこと）

キ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内の随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと）

(2) 契約事務のフローチャート



ポイント①

入札が必要な契約について、適切に入札を実施しているか。

よくある不備

- 立会い報告がない（参考：徹底通知5（2）ウ）

よくある質問

- 給食の委託契約など、質の確保が重要なサービスも入札で決定しなければならないのか？
 - プロポーザル形式等による選定も可能です。
- 補助金を受けない工事等を行うが、1,000万円（もしくは、法人経理規程に定める額）を超える見込み。入札が必要か？
 - 入札を行う必要があります。入札通知の規程は、補助金の有無に左右されません。
- 総額は1,000万円を超える工事を行うが、工期を数回に分割する。工期の単位で契約すれば入札しなくても良いか？
 - 契約は合理的な単位で行ってください。入札通知の規程の潜脱を目的とした分割契約は不適切な契約として指導の対象となります。

ポイント②

随意契約を行っている場合、「随意契約とした理由」「契約業者を選定した理由」が明らかになるよう記録を残しているか。

よくある不備

- 随意契約とした理由、業者選定理由が記録されていない。
- 見積合わせを行っておらず、理由の記載もされていない。
- 3社で見積合わせすべきところ2社の見積で、理由の記載もない。

「フローチャート」を参考に、随意契約とする理由、業者選定理由等を稟議書等へ記載し、記録に残してください。稟議書等の様式を工夫することで、必要な記録を促す効果が期待できます。（参照：様式例）

- 委託契約の更新について、継続の判断に関する記録がない。

委託契約は、多くの場合自動更新条項が付されています。更新にあたっての契約書作成の必要がないため、検討、判断の記録がないケースがみられます。同一条件で更新する場合も、法人として継続を判断した経緯を記録に残すようにしてください。また、必要に応じて価格の調査を行うなど、契約内容が適切であるか確認するようにしてください。

（参考：入札通知 1（4）「（略）なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。」）

稟 議 書

様式例

起案日：

承認日：

理事長	事務局長	会計担当	施設長	起案者

案件名				
区分	<input type="checkbox"/> 施設整備、設備整備 <input type="checkbox"/> その他（物品購入、委託契約等）			
案件の概要				
契約予定価格				
入札の実施	<input type="checkbox"/> 有り <small>※入札記録を添付のこと</small>	<input type="checkbox"/> 無し <small>↓「無し」の場合以下記載（必須）</small>		
随意契約の理由	<input type="checkbox"/> （3）ア 予定価格が基準を超えないため （※基準…1000万円、もしくは法人経理規程に定める価格） <input type="checkbox"/> その他（リストから選択） <div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> (3) イ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合 </div> <div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> <small>↓「その他」の場合は詳細を以下に記載（必須）</small> </div>			
選定方法 (随意契約)	<input type="checkbox"/> 見積合わせ（3社以上） <small>見積書を別紙添付</small>	<input type="checkbox"/> 見積合わせ（2社） <small>理由</small>	<input type="checkbox"/> 単独随意契約 <small>理由（必須）</small>	
	<input type="checkbox"/> その他（プロポーザル等） <small>※詳細を別紙添付</small>			
コメント				

8 計算書類等作成にあたっての留意点

本章では、社会福祉法人指導監査の際に指摘の多い事項を基に留意点を説明します。

(1) 社会福祉法人が作成する計算書類等

社会福祉法人が作成すべき計算書類、附属明細書は下表のとおりです。法人の実施する事業や拠点区分の編成状況によって、省略ができる書類が異なります。漏れなく作成するよう留意してください。

また、注記及び附属明細書の様式は改正されることがありますので、最新のものを使用するよう留意してください。

計算書類等

様式種別		備考
第一号第一様式	法人単位資金収支計算書	必須
第一号第二様式	資金収支内訳表	社会福祉事業のみの場合省略可
第一号第三様式	(何) 事業区分 資金収支内訳表	拠点区分が一つの場合省略可
第一号第四様式	(何) 拠点区分 資金収支計算書	必須
第二号第一様式	法人単位事業活動計算書	必須
第二号第二様式	事業活動内訳表	社会福祉事業のみの場合省略可
第二号第三様式	(何) 事業区分 事業活動内訳表	拠点区分が一つの場合省略可
第二号第四様式	(何) 拠点区分 事業活動計算書	必須
第三号第一様式	法人単位貸借対照表	必須
第三号第二様式	貸借対照表内訳表	社会福祉事業のみの場合省略可
第三号第三様式	(何) 事業区分 貸借対照表内訳表	拠点区分が一つの場合省略可
第三号第四様式	(何) 拠点区分 貸借対照表	必須
別紙1（運用上の取扱い）	計算書類に対する注記（法人全体用）	必須（様式相違に注意！）
別紙2（運用上の取扱い）	計算書類に対する注記（拠点区分用）	拠点区分が一つの場合省略可 (様式相違に注意！)
別紙4（運用上の取扱い）	財産目録	必須 ※所定の様式で作成されているか

附属明細書

様式種別		備考
別紙3 (①)	借入金明細書	
別紙3 (②)	寄附金収益明細書	
別紙3 (③)	補助金事業収益明細書	
別紙3 (④)	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	
別紙3 (⑤)	事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金） 残高明細書	
別紙3 (⑥)	基本金明細書	
別紙3 (⑦)	国庫補助金等特別積立金明細書	
別紙3 (⑧)	基本財産及びその他の固定資産の明細書	※固定資産管理台帳とは異なります。
別紙3 (⑨)	引当金明細書	
別紙3 (⑩)	拠点区分資金収支明細書	介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点は省略可。 ※サービス区分が1つの拠点は省略可。
別紙3 (⑪)	拠点区分事業活動明細書	子供のための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は省略可。 ※サービス区分が1つの拠点は省略可。
別紙3 (⑫)	積立金・積立資産明細書	
別紙3 (⑬)	サービス区分間繰入金明細書	別紙3⑩を作成した拠点で作成
別紙3 (⑭)	サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書	別紙3⑩を作成した拠点で作成
別紙3 (⑮)	就労支援事業別事業活動明細書	
別紙3 (⑯-2)	就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用)	
別紙3 (⑯)	就労支援事業製造原価明細書	生産活動の売上が5000万円以下の事業所は省略可
別紙3 (⑯-2)	就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用)	
別紙3 (⑰)	就労支援事業販管費明細書	
別紙3 (⑰-2)	就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)	
別紙3 (⑱)	就労支援事業明細書	⑯⑰を省略した事業所は作成
別紙3 (⑱-2)	就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）	⑯-2、⑰-2を省略した事業所は作成
別紙3 (⑲)	授産事業費用明細書	生活保護法に基づく授産事業

(2) 理事会、評議員会での承認について

計算書類等は、理事会及び評議員会で承認を得る必要があります。承認を受けた書類は、議事録に添付し一括編綴してください。

- ・理事会：計算書類（注記）、財産目録、附属明細書
- ・評議員会：計算書類（注記）、財産目録

★運用上の留意事項（※抜粋）

「3 決算

決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類(資金収支計算書(法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書)、事業活動計算書(法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書)及び貸借対照表(法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表)。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、所轄庁に提出しなければならない。」

(3) 計算書類等の整合性について

計算書類及び附属明細書に記載されている数字は相互に関連しています。齟齬が生じていないか十分確認してください。指導監査の際に見受けられる不整合について説明します。

よくある不備

- ・国庫補助金等特別積立金、取崩額が附属明細書と不一致
- ・支払資金の不一致
- ・計算書類と附属明細書との不整合

国庫補助金等特別積立金のチェック

①以下の3つが一致するか

	計算書類、附属明細書	科目
1	事業活動計算書	「国庫補助金等特別積立金取崩額」 「国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）」 の <u>合計</u>
2	別紙3 (⑦) 国庫補助金等特別積立金明細書	<u>「当期取崩額」</u>
3	別紙3 (⑧) 基本財産及びその他の固定資産の 明細書	「当期減価償却額のうち国庫補助金等の金額」の <u>各拠点の合計</u>

※固定資産に計上されない備品に対して補助を受けた場合など、上記が一致しないケースもあります。

②以下の2つが一致するか

	計算書類、附属明細書	科目
1	貸借対照表	当年度末「国庫補助金等特別積立金」の額
2	別紙3 (⑦) 国庫補助金等特別積立金明細書	<u>「当期末残高」</u>

③以下の2つが一致するか

	計算書類、附属明細書	科目
1	貸借対照表	当年度末「国庫補助金等特別積立金」
2	貸借対照表 事業活動計算書	<p>貸借対照表</p> <p>前年度末 「国庫補助金等特別積立金」、</p> <p>事業活動計算書</p> <p>当年度 「国庫補助金等特別積立金積立額」</p> <p>事業活動計算書</p> <p>当年度 「国庫補助金等特別積立金取崩額（▲）」</p> <p>当年度 「国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）」</p> <p style="text-align: right;"><u>の合計</u></p>

以上の3つが一致しない場合は、どこかの時点で処理に誤りが発生している可能性があります。内容を確認し、必要な修正を行ってください。

※ 就労支援事業等を行う法人で、就労支援事業費用から国庫補助金等特別積立金取崩額を控除している場合は、「国庫補助金等特別積立金明細書（別紙3(⑦)）」においてその内容を明らかにしてください（当該様式の注意事項を参照。）。

※

支払資金のチェック

以下の2つが一致するか

	計算書類、附属明細書	科目
1	資金収支計算書	「当期末支払資金残高」
2	貸借対照表	<p>当年度末</p> <p>「流動資産」 - 「流動負債」</p> <p>（※1年基準に該当するもの、棚卸資産、引当金は除いて計算する）</p>

1年基準に該当するものが支払資金の計算に含まれているためと思われる不一致が散見されます。

附属明細書の整合性のチェック

その他、以下の不整合が見受けられます。記載に当たっては留意してください。

- ・ 「借入金明細書（別紙3(①)）」「差引期末残高」の合計と計算書類
- ・ 「寄附金収益明細書（別紙3(②)）」寄附金の額と計算書類
- ・ 「補助金事業等収益明細書（別紙3(③)）」の合計と計算書類

9 社会福祉法人に対する監督

(1) 所轄庁

社会福祉法人の認可、指導、監督等に関する所轄庁は、社会福祉法人が、主たる事務所を北海道に置き、事業（公益事業及び収益事業も含む。）を行う場合の所轄庁は、北海道知事となります。（法第30条）

ただし、次の場合は、社会福祉法人の所轄庁は、以下のとおりです。

★主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないもの
一市の長

★主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの及び法第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人

一指定都市の長

★社会福祉法人でその行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めるもの

一厚生労働大臣

なお、北海道の場合は、北海道知事が所轄庁の法人のうち、法人の活動が1つの総合振興局（振興局）の区域（指定都市を除く）を超えないもの（法人の主たる事務所が中核市に所在する者を除く）については、知事の権限を各総合振興局（振興局）長の専決事項としているため、総合振興局（振興局）が所管となり、これ以外は保健福祉部が所管しています。

また、法人が行う事業が2以上の都道府県にわたるか否かは次の基準により判断します。

(1) 基本的な考え方

- 施設経営を行う場合、当該施設の所在地が2以上の都道府県にわたるか否か。
- それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断

(2) 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業

- 各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の正確に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断（例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合、事業範囲は全国にわたるものであること。）

(3) 法人が行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①～④までのいずれかに該当する場合は、所轄庁は厚生労働大臣になります。

①全国を単位として行われる事業

各都道府県において活動している団体を統治する組織が、全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。

②地域を限定しないで行われる事業

地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。

③法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り、指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。

④①から③までに類する事業

法人の行う事業が市又は総合振興局（振興局）の区域にとどまるものか否かについても、（1）に準じて判断します。

（2）一般的監督

社会福祉法人に対する一般的監督は、それぞれの所轄庁が行うこととされています（法第56条第1項）。

北海道の区域のみで事業を行っている法人については、上記区分によって北海道知事（総合振興局長及び振興局長）、市長が一般的監督を行います。

一般的監督の内容は、次のとおりです。（法第56条）

- ア 業務又は会計の状況に関する報告の徴収、業務及び財産の状況の検査
- イ 是正命令
- ウ 業務停止命令及び役員解職勧告
- エ 解散命令

なお、社会福祉法人の設立から、その後の定款変更、基本財産の処分、基本財産の担保提供等については、いずれも所轄庁の認可、承認が必要です。

特に、定款変更、基本財産の処分及び担保提供については、事業を開始した後、あるいは処分又は担保提供後になされる例がしばしば見受けられますので、事業の計画が固まった段階で事前に承認を受けてください。

また、毎会計年度終了後3月以内に、前会計年度の貸借対照表及び収支計算書を添付して現況報告書を所轄庁に提出してください。

その他、監査関係の資料についても提出してください。

(3) 助成に伴う監督

法第61条において、国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者のそれぞれの責任が定められています。

この規定では、社会福祉事業についての国や地方公共団体の責務とともに、行政は社会福祉法人等の自主性を重んじて不当な関与は行わないこと、さらに、社会福祉法人等も、不当に行政から財政的・管理的援助を求めないこととして、社会福祉法人等が経済面でも運営面でも行政から独立性を保つことが求められています。

ただし、国や地方公共団体が、社会福祉法人（施設）に対して福祉サービスを必要とする者を施設に入所させること、その他の措置を他の社会福祉事業を経営する者に委託することを妨げるものではありません。

戦後まもなくの社会福祉事業法制定当時は、民間社会福祉事業の担い手は「慈善事業家」と言われる篤志家が主体となっていたため、このような原則のもとに社会福祉事業が推進されてきました。

しかし、これだけでは多様化する福祉需要に応えられないことから、国や地方公共団体による民間社会福祉施設の整備等に対する助成制度が設けられました。このような助成は、当然ながら国民の税金をもとにしたものであり、その助成の目的が有効に達せられるよう、社会福祉法人に対して助成を行った場合には、法第56条による一般的な監督の他に、次のような措置を探ることになっています。

- ・法第58条第2項

- 一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
- 二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

また、社会福祉法人が以上の措置に従わなかったときは、国又は地方公共団体は、助成した現金や財産の一部の返還を命ずることになります（法第58条第3項。）

(4) 事業に伴う監督

社会福祉事業の実施について、都道府県知事（市長）は、事業の実施が適正に行われているかどうかについて調査を行うこと（法第70条）、事業が許可の条件等に適合しないときは必要な措置をとるべく改善を命ずること（法第71条）、さらに、調査を拒んだり、改善命令に違反したとき、事業に関して不当に営利を図ったり、福祉サービスの提供を受ける者の処遇について不当な行為をしたときなどには、事業経営を制限したり停止を命じたりすることができます（法第72条）。